

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

ア	設置の趣旨及び必要性 -----	pp. 2-5
イ	学部・学科等の特色 -----	p. 6
ウ	学部・学科等の名称及び学位の名称 -----	p. 7
エ	教育課程の編成の考え方及び特色 -----	pp. 8-14
オ	教育方法、履修指導方法及び卒業要件 -----	pp. 15-19
カ	多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で 履修させる場合の具体的計画 -----	p. 20
キ	実習の具体的計画 -----	pp. 21-24
ク	企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画 -----	pp. 25-26
ケ	取得可能な資格 -----	p. 27
コ	入学者選抜の概要 -----	pp. 28-31
サ	教員組織の編成の考え方及び特色 -----	pp. 32-34
シ	施設、設備等の整備計画 -----	pp. 35-36
ス	管理運営 -----	pp. 37-39
セ	自己点検・評価 -----	pp. 40-42
ソ	情報の公表 -----	pp. 43-50
タ	教育内容等の改善を図るための組織的な研修等 -----	p. 51
チ	社会的・職業的自立に関する指導等及び体制 -----	pp. 52-53

ア 設置の趣旨及び必要性

1 大学の沿革

本学は、昭和 28（1953）年、社会事業専門従事者の養成を目的に、「我が如く等しくして異なること無からしめんと欲す」を精神的根源として名古屋市昭和区滝川町に開設された中部社会事業短期大学を前身とする。その後、昭和 32（1957）年、日本で最初の四年制社会福祉学部が発足、日本福祉大学と改称し、令和 5（2023）年に創立 70 周年を迎えた。

建学の精神にある「社会の革新と進歩のため挺身する志の人」の育成を通じて、これまで 7 万人を超える卒業生を輩出するとともに、福祉を軸とする教育・研究活動の総合化を推進し、我が国における社会福祉の発展に貢献してきた。

令和 5（2023）年 4 月現在、美浜キャンパス（所在地：愛知県知多郡美浜町）に社会福祉学部、教育・心理学部、スポーツ科学部、福祉経営学部、スポーツ科学研究科を、半田キャンパス（所在地：愛知県半田市）に健康科学部を、東海キャンパス（所在地：愛知県東海市）に経済学部、国際福祉開発学部、看護学部、看護学研究科を、名古屋キャンパス（所在地：名古屋市中区）に社会福祉学研究科、医療・福祉マネジメント研究科、国際社会開発研究科、福祉社会開発研究科を配置する、4 キャンパス 8 学部 6 研究科を擁する福祉分野を中心とした「地域に根ざし、世界をみざす『ふくし¹の総合大学』」として、教育研究を展開している。

< 建学の精神 >

この悩める時代の苦難に身をもって当たり、大慈悲心・大友愛心を身に負うて、社会の革新と進歩のために挺身する志の人を、この大学を中心として輩出させたいのであります。それは単なる学究ではなく、また、自己保身栄達のみならず、人類愛の精神に燃えて立ち上がる学風が、本大学に満ち溢れたいものであります。

積尊のお言葉、「我が如く等しくして異なること無からしめんと欲す」この一偈（げ）を、精神的根源としたいのであります。

これぞ本大学学徒等の、魂の奥底に鳴り響かすべき、真理追究の基調でなければならないのであります。

昭和 28 年 4 月 1 日

学園創立者 鈴木 修学

2 教育研究上の理念、目的

本学は、教育研究上の理念である建学の精神を具現化するため、「学校教育法に則り、人間および社会に関する諸科学を総合的に教授・研究し、高潔なる人格と豊かなる思想感情を培い、社会にとって有為な専門家であり、かつ地域社会に貢献できる人材を養成することを目的とし、広く人類社会の発展に寄与することを使命とする（日本福祉大学学則第 1 条より）」ことを目的としている。

¹ 「ふくし」：「福祉」の広がりを表し、「いのち（健康や医療）」、「くらし（漢字の福祉や経済）」、「いきがい（教育や発達）」の 3 領域の統合、及び「ふつうの（ふだんの）・くらしの・しあわせ」という意味を含む。

また、教育標語として「万人の福祉のために、真実と慈愛と献身を」を掲げ、真理の探究と人間の尊厳を基に、21世紀の新しい社会福祉の構築に貢献する指導的人材を養成することを教育目標としている。

3 社会的な背景

急激に社会が変化する時代、子どもたちを取りまく「生きづらさ」に肉薄できる教育専門職の養成が求められる。個別には、いじめ、不登校、貧困、虐待、非行、暴力、ひきこもり、発達障害、さらには外国ルーツや性的マイノリティの子ども、ヤングケアラーの顕在化など、喫緊の社会的課題がある。社会的背景の根拠を諸施策・法令によって示すと、「いじめ防止対策推進法」（平成 25（2013）年）や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成 28（2016）年）、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25（2013）年）、「子ども・若者育成支援推進法」（平成 21（2009）年）、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12（2000）年）などがある。

しかし、現状として個別課題への対策・対処の策定や計画はあるものの、こうした課題に通底する「生きづらさ」に立脚した指導や援助・支援は道半ばであり、その克服には子どもの幸福追求権（日本国憲法）や子どもの最善の利益（子どもの権利条約）を通じた行動指針と行動倫理に習熟した教育専門職の養成が待たれる。特に「障害者の権利に関する条約」（平成 26（2014）年）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25（2013）年）は、市民としての子どもの人格形成にとって不可欠であり、その具現者が求められる。

また、「児童福祉法」の一部改正（平成 30（2018）年）による社会的養護をめぐる教職員の役割、及び学校と自治体、児童相談所の連携強化も、教育、福祉、心理、療育等の多職種協働（他職種理解）という新たな教師の専門職性の意義を自明とする。

令和 3（2021）年の「令和の日本型学校教育」（中央教育審議会答申）【資料 1】の「個別最適な学びと協働的な学びの実現」を見据えつつ、G I G A スクール構想や教育 D X 推進の一方で、子どもたちの学習機会と学力の保障や全面発達の保障、そして誰もが取り残されることのない安心・安全な学校づくりや授業づくりを子どもや保護者、地域、住民とともに具体的かつ主体的に担う資質・能力が求められる。

4 教育・心理学部学校教育学科設置の必要性

本学では、昭和 38（1963）年度より中学校・社会科及び高校・社会科の教職課程を置き、平成 14（2002）年度からは高校・福祉科の課程を加え、これらを基礎免許状とする特別支援学校（旧：養護学校）教諭の養成を全国に先駆けて取組んできた。

平成 20（2008）年度からは、それまでの教育実績を発展させるとともに、乳幼児期から思春期・青年期にかけての子どもの発達上の問題や家族の抱える心理的葛藤などの問題に対して、その背景にある生活上の問題を踏まえつつ、保育・教育における発達援助・支援、一人ひとりの子どもに応じた発達障害を、既存の職業領域を超えて取り組むことができる人材の養成を目的とする子ども発達学部（現：教育・心理学部）子ども発達学科（保育専修／初等教育専修）を開設した。

現在、教育・心理学部子ども発達学科（保育・幼児教育専修／学校教育専修）では、人にかかわる専門家（保育士・教員等）やそれぞれの専門を強みとする社会人を目指し、保育・教育の理論やスキルを修得する教育活動を展開し、学校教育専修では、子どもたち一人ひとりに寄り添い、成長を支える豊かな知性と感性を備えた教育専門職の養成に取り組んでいる。

学校教育学科では、これまで本学が60年間取り組んできた教育専門職の養成の取組を一層発展させるとともに、前述の社会的背景の認識のもと、インクルーシブな社会を形成する教育専門職の養成を目的とし、次の視点から教育課程を編成する。

- (1)子どもたちに「生きる力」や学習の意義の理解に向けた「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を育てることのできる教育専門職（スペシャリスト）養成。
- (2)子どもたちが抱える生活上の困難の対応に向けて、心理、保育、福祉、医療、保健、司法の諸分野に関する基礎知識を備え、関係する他職種と連携できる教育専門職（プロフェッショナル）養成。

特に(2)については、「ふくしの総合大学」としての学部間連携、及び教育・心理学部（子ども発達学科と心理学科）の学部間連携を通して実現していく。

また、学校教育学科では、小学校・中学校・特別支援学校の校種間を貫き、教育実践、学校福祉・特別ニーズ教育、人間・社会探究という視点から、特色あるカリキュラムを編成し、上記の目的を達成することを目指すものである。

5 養成人材像

◎養成する人物像

「ふくしの総合大学」である学校教育学科が目指すのは、福祉の知識とスキルを兼ね備えた、いわゆる「福祉的センスのある教員」の養成である。「福祉的センスのある教員」とは、貧困、いじめ、不登校、虐待、障害など、様々なニーズや課題のある現代の子どもに対し、何よりもまず、子どもの最善の利益を追求し、正面から向き合い、子どもの声を深く傾聴し、子どもの気持ちに寄り添うことのできる教員であり、それぞれの子どもが抱えているニーズや課題に的確に対応し、必要に応じて、地域や家庭、関連諸機関、心理職や福祉職などの多職種と連携して問題解決にあたることのできる教員である。

また、専門知識を活かすために求められる豊かな教養を有する教員の養成を重視する。なぜなら現代社会が抱える諸課題、例えば、貧困や虐待、格差などは、それぞれが個別の問題として存在しているのではなく、相互に関係性を有している、あるいは、通底した原因が存在しており、それらに対峙するためには教科指導や生活指導に関わる専門性だけでなく、その土台として、豊かな人間性と学問領域を越えた教養が求められるからである。

学校教育学科では、みずからの力で教育のあり方を問いなおし、現代社会が抱える諸課題を具体的な行動で解決できる教員を養成することを特長とし、発達段階に応じて子どもたちに向き合う方法・技術を、地域に根ざした実践的な場で繰り返し学ぶことによって、教員になることがゴールで

はなく、なってからも問題意識を仲間たちと共に深めることができる人間を養成することを目指すものである。【資料2】3ポリシーの相関図

◎取得できる能力

上記のような教員を養成するために、次の力を育てることを目的とする。

- 授業づくりの基礎となる教科指導や生活指導の知識・技能を、理論的・実践的に学び身につける。
- 貧困、虐待、発達の困難等をはじめとする特別な教育的ニーズのある子どもを支援・援助するための、子どもに関わる専門職としての力量を身につける。
- 人間や社会について理解し、考えるための基本的教養を身につける。

以上は現代の教員として必ず身につけなければならない能力であるが、教育は子どもとかわる仕事である以上、ひとりひとりの子どもと向き合い、声にならない声を聴こうとする姿勢を持ってかわることが必要である。そのためには、トラブルや問題行動への対応方法を知識やマニュアルとして覚えるのではなく、子どもの困難の背景を探り、表面に現れた問題だけでなく、子どもの感情や情動を共感的に受けとめることを学ぶ必要がある。したがって、子どもが自らの問題に立ち向かえるように共に考え支援していくという、子どもに寄り添うことを追究し、学び、成長し続ける教員としての姿勢を、大学での学びを通して身につけることを重視している。

【ディプロマ・ポリシー】

<子どもについての関心>

- 子どもの発達と生活を、現実の社会との関係で多面的にとらえようとしている。

<教育に関わる知識・理解・技能>

- 乳幼児期から青年期にかけての人間の発達にかかわる知識を身につけている。
- 学校教育の理念と制度にかかわる知識を身につけている。
- 学校教育の内容と方法にかかわる知識と技能を身につけている。
- 様々なニーズや特別な教育的ニーズのある子どもの指導・支援・援助にかかわる知識を身につけている。
- 教育者としての幅広く深い教養を身につけている。

<思考・判断>

- 子どもの発達に影響を与える家庭や地域の課題を、福祉的観点からとらえることができる。
- 学校教育の目標・内容・方法に関する理論を、実際の教育実践と結びつけてとらえることができる。

<教育に関わる実践的指導力>

- 学校教育に関わる諸理論を、実際の教育の中で展開できる。

<教育者としての倫理>

- 様々な教育的ニーズのある子どもを含め、子どもにかかわる教育者としての、倫理観・使命感を持っている。

イ 学部・学科等の特色

学校教育学科は、「ふくしの総合大学」における教員養成学科として、様々なニーズや課題を抱える現代社会の子どもたちに、正面から向き合い、寄り添い、必要に応じて、地域や家庭、多職種と連携しながら問題解決にあたることのできる「福祉的センスのある教員」の養成を目指す。

前身にあたる子ども発達学科（保育・幼児教育専修／学校教育専修）においては、乳幼児期から学童期・学齢期にいたる幅広い年齢の子どもを対象とした教育をターゲットにして教員の養成を行ってきた。学校教育学科においては、保育・幼児教育との連携を視野に入れながらも、学童期以降の子どもの教育に焦点を定め、専門的で高度な教育を行う。

学校教育学科の大きな特色は、前身にあたる子ども発達学科（学校教育専修）における学校教育コース及び特別支援教育コースの区分を廃し、校種間を貫いて、教育実践、学校福祉・特別ニーズ教育、人間・社会探究という視点からカリキュラムを編成したところにある。従来のコース制によって制約されていた科目選択の枠を取り払い、より柔軟な科目選択を行うことができるようにすることで、豊かな教養をベースに、教科の知識や指導法はもとより、現代社会における子どもや家庭をめぐる教育問題に幅広く対応できるような教育を行う。

履修モデルは、小学校・中学校・特別支援学校の教員免許を取得できる設定しているが、第2学年進級時に取得を目指す教員免許を選択できることが特長である。これは、入学時点において学生の取得可能な資格が決まってしまうことが、その後の学修による進路イメージの変化に対応できず卒業後の進路とのミスマッチが生じる可能性があることを考慮し、入学後に学生自身が進路・資格取得について熟慮する機会を保障することにより、学修ニーズに即した適切な教育機会の提供が可能とするものである。

本学は「ふくしの総合大学」として地域連携教育や多職種連携教育に積極的に取り組んでおり、他者と連携できる力を身に付けることができる教育に取り組んできた。また、教育・心理学部（子ども発達学科、心理学科）においては、保育・教育・心理・福祉・社会諸科学の学びを通して、人にかかわる専門家（保育士、教員、心理専門職等）や、それぞれの専門を強みとする社会人の養成に取り組んでいる。学校教育学科においては、大学・学部が取り組んできた教育活動を一層発展させるため、「学校と福祉」や「インクルーシブ教育」、「特別支援教育」などをテーマとして取り上げ、子どもたちを取りまく「生きづらさ」に肉薄できる「福祉的センスのある教員」の養成に取り組む。

ウ 学部・学科等の名称及び学位の名称

1 学部学科等の名称

教育・心理学部学校教育学科は、子どもに正面から向き合い、子どもの声を深く傾聴し、子どもの気持ちに寄り添うことができる「福祉的センス」を持ち、教科の知識や指導法はもちろん、現代社会における子どもや家庭をめぐる教育問題に幅広く対応することができる教員を養成する。

また、科学的研究成果に裏打ちされた知識に基づく教育・研究の拠点として社会的・国際的な通用性に留意し、学部学科名称を以下のとおりとする。

名称（英訳名称）：「教育・心理学部 学校教育学科

(Faculty of Education and Psychology Department of School Education)」

2 学位の名称

学校教育を学びの中心対象とすること、並びに、学位の社会的・国際的な通用性に留意し、学位名称を以下のとおりとする。

授与する学位（英訳名称）：「学士（学校教育）」

(Bachelor of school education)」

エ 教育課程の編成の考え方及び特色

1 教育課程の編成方針

学校教育学科は、「ふくしの総合大学」として、小学校、中学校、特別支援学校や現代社会において特に対応を求められている貧困、虐待、発達障害などの社会的・福祉的な諸課題に対応し、問題解決できる知識や実践的スキルを重視しながら学びを深めることを理念としている。このため、校種間を貫いて、「教育実践」、「学校福祉・特別ニーズ教育」、「人間・社会探究」という3つの観点からカリキュラムを編成するところに大きな特色を持つ。

「教育実践」の観点からは、教養重視を掲げることで、単なる教員養成を目的化するのではなく、どのような教員になりたいのかという各自の問題意識を掘り下げられることを特徴とする。現在の学校教育において様々な困難さがある子どもたちに向き合うことができる教養を基盤としたプロフェッショナルとしての教員を養成することを目的とする。

「学校福祉・特別ニーズ教育」の観点からは、人々が暮らしのなかでどのようなことに困っているのか、声なき声をいかに聴きとるのかを豊かな教養に裏打ちされた学びから向き合うことを特徴とする。その上で、現代の多様な社会環境のもとで、障害と貧困、障害と社会保障、障害者と職業選択、障害者とセクシュアリティといったように、障害や障害児についてはもとより、広く社会のなかで何らかの困難に直面している特別なニーズのある子どもたちに寄り添うことのできる「ふくし」に強い教養人を育てることを目的とする。

「人間・社会探究」という観点からは、人文・社会科学の幅広い教養を基盤に、人間に対する豊かな想像力を持ち、現代社会の諸課題や広く地球的規模で解決が求められる問題の解決を担うことができる市民を育てることを目的とする。混迷を極める時代状況であっても、法律や哲学、歴史、地理、社会学といった視点から現代社会を読み拓く力、クリティカルリテラシーを身につける。共感を大切にし、異なる考えを持つ他者との対話や共存、共生を生み出すための方法を学ぶことを特徴とする。

また、これらの目的に即したカリキュラム・ポリシーを設定し、教育課程を編成する。このような趣旨から、主要授業科目としては、教員免許取得のための資格必須科目に加えて、教育実践、学校福祉・特別ニーズ教育、人間・社会探究に関わる基礎的な科目を指定している。

【カリキュラム・ポリシー】

- ① 1年次では、導入教育として大学での学習方法を習得させる「総合演習Ⅰ・Ⅱ」、教育・心理学部での学びが始まる学生に「人間の発達」に関する本学部の学びの全体像や保育・教育・心理に関連する仕事の現状と課題を理解させる「人間発達学A・B」、教育実践の基礎的な知識を養う「教育実践入門」、「障害学入門」を配置する。
- ② 1～2年次に子ども発達、学校教育、特別支援教育の基礎的入門的専門科目を配置する。2年次までに学校教育・特別支援教育の基礎を学び、障害児を含む児童福祉及び教職に関して、進路の見通しをもって学習を進める。その上で、2年次に学校現場での授業見学や授業補助、課外活動や職員室での教員の仕事を体験しながら学べる「教職インターンシップⅠ」を配置する。
- ③ 3年次以降は、専門分野の学習を深化させると同時に、自分の関心に応じた学習を進める。各専門科目は、教育実習での事前学習として位置づけ、1年次から段階的に3、4年次までバランス

よく配置する。

- ④ 4年次では、更に幅広い視座に立った専門職として活躍できる専門性を深めるために、「学童保育論」、「教職インターンシップⅡ」等の専門科目を配置し学習する。また、大学教育において習得した専門知識や技能を総合的に活用し、学際的な研究を通して子ども・家庭・社会の課題解決に取り組む力を高めるために、卒業研究を必修とする。
- ⑤ 4年間を通して、子どもに関する総合的学際的な視野を育成するため、教育学以外の多様な領域について幅広く学習できるよう科目を配置します。基礎教養と専門教育の統合を図り、学生が自分と自分の生活している社会に関して幅広い知識をもつことで、同時代を生きる子どもの問題への深い見識をもてるように、「日本国憲法」、「福祉社会入門」、「市民社会の諸問題」、「思春期のセクシャリティ」、「ジェンダー論」などの科目を学習する。

2 教育課程の特色

1) 教育課程の構造

大学生としての幅広い教養はもとより、導入教育として大学での学習方法を習得させる科目、人間理解や教育学及び教育実践に関する入門科目を「総合基礎科目」とした。「専門科目」は、教員免許状取得に必要な教育学基礎に係る科目、教科研究に係る科目、教育実践系科目、演習系科目はもちろんのこと、「学校福祉論」をはじめとして、「社会福祉論」、「教育福祉論」、「司法福祉」等の福祉系科目を充実させることで「ふくしの総合大学」としての本学の特性を十分に生かした教育課程を編成している。**【資料3】時間割(案)**

2) 総合基礎科目

- ①必修科目は、「フレッシュマンイングリッシュⅠー1」、「フレッシュマンイングリッシュⅡー1」、「スポーツ実技」、「情報処理演習Ⅰ」、「日本国憲法」の5科目8単位を配置し、それ以外を選択科目とすることで、学生の興味・関心に合わせた履修を可能としている。
- ②本学では、科目配当年次に必ず全員が履修しなければならない「全員履修科目」がある。「全員履修科目」として、地域社会や学校教育現場での文化的・言語的多様性の観点から「言語と文化Ⅰ・Ⅱ」、大学での導入教育としての「総合演習Ⅰ・Ⅱ」、人間の発達やそれに関わる仕事について学ぶ「人間発達学A・B」、教育学・教育実践の基礎的知識を養う「教育学基礎演習」、「教育実践入門」、「障害学入門」を配置した。「総合演習Ⅰ・Ⅱ」は、大学での学びの導入として行われる演習形式での科目である。人間・子ども、社会に関する諸問題等を取り上げ、それらについての理解や問題意識を深めるとともに、大学で学ぶための基礎的な力を習得する。「人間発達学A」では、教育・心理学部での学びをスタートする学生が「人間の発達」について保育・教育・心理の側面から学びの全体像を理解するために、本学部専任教員が各自の専門の内容についてわかりやすく講義をする。この講義を受講することで、教育・心理学部全体での学びの概要を知ることができるとともに、「人間の発達」を捉え、支援するためには多面的な視点が必要であることを学習する。「人間発達学B」では、すべての人が自分の可能性を追求できる健全な社会生活を支援する観点から、保育・教育・心理に関連する仕事の現状と課題について

考察を深める。実際に、地域で活躍しているゲスト講師を招き、各種の仕事の現状と課題を、地域での活動を踏まえて講義していただく。まだ将来の希望が定まっていない学生には、さまざまな職業を知るきっかけとして、また、その仕事に就きたいと考えている学生には、大学生活においてどのようなことを学びどのようなことを経験すべきかを知ることができる。「教育実践入門」では、今日の学習の問題点（空洞化・ゲーム化・商品化）を指摘し、それらを克服する考え方として学びの当事者性と応答性を提案する。教室で起きているさまざまな事件やトラブルをとおして、教師は子どもたちとどう対話するのか等について、その実際から学ぶ。「障害学入門」では、様々な障害を知るとともに、人間の発達にどのような影響を与えているのか、どのような支援と配慮が適切なのかを学ぶ。

- ③本学科が重視する幅広い教養を習得させる科目として、「人文科学の世界」、「社会科学の世界」、「自然科学の世界」、「市民社会の諸問題」を配置した。「人文科学の世界」では、わたしたち人間とは何かを明らかにし、また、他者の置かれた状況を想像する力を養うことで、民主主義に必要な価値観を身につける上でも欠かさない人文科学の諸学問のエッセンスを幅広く学び、人間理解を深める。「社会科学の世界」では、法学、政治学、経済学、社会学、文化人類学という広大な社会科学の領域から、現代社会について考える上で最低限必要なエッセンスを紹介するとともに、社会についての総合的な理解を深める。「自然科学の世界」では、身近な問題と結びつけながら、そのような自然科学の成果を幅広く学び、自然科学の基礎知識はもちろんのこと、自然科学的なものの見方・考え方や、自然についての総合的な理解を深める。「市民社会の諸問題」では、日本社会の様々な社会問題の中でも、とくに、労働、政治、社会、環境というテーマを取り上げ、それぞれの専門家に講義していただき、市民の生活や権利を守るという視点から幅広く学習する。
- ④本学科が養成する「福祉的センスのある教員」として現代を生きる子どもの問題への深い見識を養うために「思春期のセクシャリティ」、「ジェンダー論」といった科目を配置した。「思春期のセクシャリティ」では、思春期や青年期（子どもからおとなへの移行期）におけるセクシュアリティ（性と生）について多角的に学ぶ。単なる知識の取得にとどめず、自分自身のセクシュアリティの形成や次世代の子どもに包括的セクシュアリティ教育を行えるようになるための基礎的な能力を身につける。「ジェンダー論」では、「ジェンダー」に関する諸問題について広範に学習することにより、わが国の重要課題でもある男女の不平等の是正や、セクシュアル・マイノリティの人々や子どもたちへの配慮のための基礎知識の習得はもとより、われわれ自身のあり方、「人間とは何か」を問い直し、各々が「自分らしく生きる」ためにはどうしたらよいのかを考える。

3) 専門科目

専門科目は、教育学基礎、教科研究、教育実践系、演習系、福祉系、特別支援教育系、障害理解系を科目群としている。教員免許状取得に必要な科目はもちろんのこと、「ふくし」の知見と実践力を養うための福祉系科目を充実させていることが本学科の専門科目の特徴である。

(1) 必修科目

3年次の通年科目「学校教育学専門演習Ⅰ」において、教育学、学校福祉、教科教育、障

害児教育、地理・歴史学、哲学、社会学等の専門的なテーマ別による演習を8名程度の規模で行う。教員や社会で広く活躍できる教養人として必要となるプレゼンテーション能力を涵養するとともに、その研究成果について発表を行う。

4年次の通年科目「学校教育学専門演習Ⅱ」では、「学校教育学専門演習Ⅰ」での学習を発展させ、学生各自の研究関心から問いを立てて卒業研究に取り組む。卒業論文や卒業制作等の研究指導を行い、グループまたは個人で卒業研究を作成させる。卒業研究は、学科全体で発表会を行うなど、共同の教育研究の取り組みを行う。

これら通年2科目8単位と大学教育において習得した専門知識や技能を総合的に活用し、学際的な研究を通して子ども・家庭・社会の課題解決に取り組む力を高めるために、卒業研究を必修としている。

また、教育学基礎の科目群からは、「教職入門」、「教育と発達の心理学」、「教育原理」、「教育制度論」、「特別支援教育概論」の5科目から1科目2単位選択必修、「教育課程論」、「教育方法論（情報通信技術の活用を含む）」、「生徒・進路指導論」、「道德教育の理論と方法」、「特別活動方法論」、「教育相談の基礎と方法」の6科目から2科目4単位選択必修として配置している。

教科研究の科目群からは、「国語科研究」、「社会科研究」、「算数科研究」、「音楽専門研究Ⅰ」、「造形専門研究Ⅰ」、「スポーツ専門研究Ⅰ」、「理科研究」、「生活科研究」、「家庭科研究」、「外国語研究」の10科目から2科目4単位選択必修として配置している。教育実践系の科目群からは、「国語科教育法」、「社会科教育法」、「算数科教育法」、「理科教育法」、「生活科教育法」、「音楽科教育法」、「図画工教育法」、「家庭科教育法」、「体育科教育法」、「外国語教育法」、「総合的な学習の時間の指導法」の11科目から2科目4単位選択必修として配置している。福祉系の科目群からは、「社会福祉論」、「子ども家庭福祉論Ⅰ・Ⅱ」、「学校福祉論」、「教育福祉論」、「司法福祉論」の6科目から2科目4単位選択必修として配置している。

特別支援教育系の科目群からは、「特別支援教育論」、「知的障害児教育論」、「知的障害児指導法」、「肢体不自由児教育論」、「肢体不自由児指導法」、「特別支援教育課程論」の6科目から2科目4単位選択必修、「聴覚障害児指導法」、「重度重複障害児教育論」、「重度重複障害児指導法」、「発達障害児指導法」、「障害児教育特論」の5科目から2科目4単位選択必修として配置している。

障害理解系の科目群からは、「知的障害児の心理」、「知的障害児の生理と病理」、「肢体不自由児の心理」、「肢体不自由児の生理と病理」、「視覚・聴覚・病弱児論」、「発達障害児論」の6科目から2科目4単位選択必修、「聴覚障害児の心理・生理・病理」、「病弱児の心理・生理・病理」の2科目から1科目2単位選択必修として配置している。

なお、ディプロマ・ポリシーの「教育に関わる知識・理解・技能」、「思考・判断」、「教育に関わる実践的指導力」、「教育者としての倫理」にこれらの関連必修科目、選択必修科目を配置している。

(2) 選択科目

選択科目は、ディプロマ・ポリシーを達成するために設定したカリキュラム・ポリシーに即して編成している。選択科目のうち、カリキュラム・ポリシー内に記述があり、その中で

も「ふくしの総合大学」として特徴的な科目の詳細について以下に記す。

「学童保育論」では、そのニーズは高まっているものの、保育内容や専門職の養成など多くの課題を抱えている学童保育について、その成り立ちや目的、関連法について学ぶとともに、学童保育における生活づくりの進め方や指導員の職務について学ぶ。

「福祉社会入門」では、「広がるふくし」の観点から「福祉」への接近について学ぶ。福祉社会は、「いのち」、「くらし」、「いきがい」を大切にして、人がゆたかに生きていくことを支える社会であり、福祉社会を実現するためには、社会福祉をはじめとして、さまざまな領野の研究や実践が力を合わせる必要があることを学ぶ。

4) 少人数教育

1年次の大学での導入教育としての「総合演習Ⅰ・Ⅱ」、2年次の教育学の基礎的科目としての「教育学基礎演習」・「学校教育演習」等の演習科目では、25名程度を1クラスとして、子どもの問題を理解する基礎として社会問題や現代文化、生命倫理などを扱うとともに、現代社会における子育て、教育の課題に対して、必要に応じてフィールドワーク等も行い、実践的な問題解決学習に取り組む。3年次では「学校教育学専門演習Ⅰ」で、教育、児童福祉、発達教育等の専門的なテーマ別による演習を8名規模で行う。教員として必要となるプレゼンテーション能力を涵養するとともに、その研究成果を実際に発表させる。「学校教育学専門演習Ⅰ」での学習を進展させ、4年次には「学校教育学専門演習Ⅱ」において卒業研究指導を行い、卒業研究（卒業論文・卒業制作）を個人またはグループで作成させる。卒業研究は全体で発表会を行うなど、共同の教育研究の取り組みを行う。

上記の少人数教育による演習科目は、1年次から4年次までの連続性を意識しながら、系統的・発展的に展開する。

5) 実践教育

2年次の「教職インターンシップⅠ」では、教員免許の取得を希望する学生全員を対象に、小学校・中学校・特別支援学校（学級）に定期的に通い、授業見学や仕事の補助、学校行事やクラブ活動などへの参加を通じて、「学校で働く」ことを「からだ」を通して学び、理解することを目的に行っている。

3年次後期には、1年次から3年次前期までに学習した①教育の理念・歴史・制度、②教育課程編成の理論と方法、各教科を構成する学問の基礎、教育内容論、教材・教具づくり、③授業づくりの理論と方法、各教科の学習指導の理論と方法、発問研究、学習指導案作成、模擬授業、④教科以外の教育活動の方法、子どもの見方（特別活動、生活指導、教育相談など）に関する学習内容の総括として「教育実習Ⅱ（小）」を配置し、小学校教員としての実践的力量的形成を図る。同様に、1年次から3年次までの上記学習内容の総括として4年次前期には「教育実習Ⅱ（中）」を配置し、中学校教員としての実践的力量的形成を図る。

特別支援学校教諭の免許を取得する学生は、主に2年次から3年次にかけて学習した①特別支援教育の理念・歴史・制度、②各障害の心理・生理・病理、③各障害の教育課程や指導法の総括として、4年次に「障害児教育実習Ⅱ」を配置し、特別支援教員としての実践的力量的形成を図る。

4年次後期の「教職インターンシップⅡ」では、各都道府県の教員採用試験に小学校教諭ならびに特別支援学校教諭として合格した学生や講師登録をした学生を対象に、4月からの小学校、特別支援学校での仕事に備えることを目的に行っている。

6) 資格対応

(1) 教職課程の設置

① 教員養成に対する理念

前述の通り、「ふくしの総合大学」である本学科が目指すのは、福祉の知識とスキルを兼ね備えた、いわゆる「福祉的センスのある教員」の養成である。これは、子どもと正面から向き合い、子どもの気持ちに寄り添うことのできる教員であり、それぞれの子どもが抱えているニーズや課題に的確に対応し、必要に応じて、地域や家庭、関連諸機関、多職種と連携して問題解決にあたることができる教員である。また、その土台として、豊かな人間性を育み、現代社会が抱える諸課題を具体的な行動で解決するための学問領域を越えた幅広い教養形成を重視している。

このために、子どもの発達や障害に対する正しい知識・理解、そして、教員として基本となる教科指導や生活指導にかかわる制度、内容・方法を、理論的かつ実践的に学ぶことはもとより、多職種連携を行うための知識と技能、さらには、豊かな人間性を育み、子どもや子どもを取り巻く現代社会の多様な問題を理解し対応していくための幅広い教養形成を行うことができるように、カリキュラム全体を通して学修と研究を進めていく。

具体的には、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（社会）、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害、肢体不自由）が取得可能な課程を設置し、現代社会における多様な子どもたちや家庭をめぐる教育問題について学び、教育現場での幅広い対応力を有する教員を養成していく。

学校教育学科は、「人文科学の世界」、「社会科学の世界」、「自然科学の世界」などの総合基礎科目を有し、幅広い一般教養の学びを土台として、教科指導や生活指導に関わる思想、制度、内容・方法を理論的かつ実践的に学ぶことができるカリキュラムになっている。また、特別支援教育に関わっても高度な専門性だけでなく、社会的環境に内在する課題についても把握することを可能とする系統的、体系的な科目を配置している。

以上のことから、本学科は小学校や中学校、特別支援学校で求められる、主体的・協働的に学ぶ授業を展開する力や、教科横断的な視野で探究的・総合的な学習を指導できる力、特別支援教育に関わる知識・理解・技能を有し、実践的に指導する力を身につけることが可能であり、教職課程を設置する意義、必要性が十分に認められると考える。具体的には、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（社会）、特別支援学校教諭一種免許状が取得可能な課程を設置し、現代社会における多様な子どもたちや家庭をめぐる教育問題について学び、教育現場での幅広い対応力を有する教員を養成していく。

② 教職課程の設置趣旨

<小学校教諭一種免許状>

学校教育学科では、子どもの発達に応じて教育に関わる知識・理解・技能を有し、社会や

家庭、地域の課題などを総合的に福祉的視点からもとらえることができるカリキュラムを有している。

1年次から教育学に関わる基礎を学び、2年次に学校現場での学びを「教職インターンシップⅠ」で経験することができる。また、1・2年次から基礎理論に関わる科目、教科研究の科目、そして教育法の科目を系統的、体系的に学び積み重ねたうえで、3年次の専門科目もあわせて履修することで教育実習の事前学習として位置づけている。4年次では「教職インターンシップⅡ」が配置されており、4年間の学びの総仕上げを実践的に行うことができるようになっている。

以上のことから、本学科における学習は、小学校教諭一種免許を取得することができる教職課程を設置する必要、意義を満たすと考える。

< 中学校教諭一種免許状（社会） >

学校教育学科では、社会科を担当する中学校教諭に必要な地理、歴史、公民の諸分野に関する高度な専門知識を修得し、それを発揮し得るようなカリキュラムを有している。

2年次には、日本史、外国史、地理学、法学、政治学等の分野に関する概論科目が配置されている。3年次からは、各分野において理解を深める専門的科目の配置とともに、ゼミナールにより研究能力や問題解決能力を養うことが可能となっている。

また、2年次と3年次には、これらの分野を扱う「中等社会科教育法A～D」で教育方法に関する理論を学び、4年次には、「教育実習Ⅱ（中）」で教育現場の仕事を体験するという系統的な学修システムが整っている。

以上のことから、本学科に中学校の社会科教員免許状が取得可能な教職課程を設置するものである。

< 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者及び肢体不自由者） >

学校教育学科では、障害・発達・生活に関する学びを通じて、特別支援学校において高度な専門知識を修得し、それを発揮できるようにするカリキュラム構成としている。

特別支援学校教諭の教職課程科目だけではなく、1年次の「障害学入門」、3年次の「動作法」、「重度重複障害児教育論」、4年次の「障害児アセスメント演習」、「障害児教育特論」など発展的な科目も系統的に配置している。加えて、「初級パラスポーツ指導員」の資格も取得できるようにしている。

2年次の「教職インターンシップⅠ」では小・中学校の特別支援学級を、4年次の「教職インターンシップⅡ」では特別支援学校での仕事を体験することができる。これらに「障害児教育実習」を合わせ、現場での実践的な学びと大学での理論的な学びの往還関係も保障したカリキュラムになっている。

以上のことから、本学科における学修は、特別支援学校教諭の教職課程を設置する必要性・意義を満たすものであると考える。

オ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1 教育方法

- 1) すでに、「エ. 教育課程の編成の考え方及び特色」でも述べたように、本学科では4年間を通して少人数のクラス制ゼミナール（演習）を1・2年次には25名規模、3・4年次には8名規模で実施している。
- 2) 1年次の「総合演習Ⅰ・Ⅱ」では少人数の学習集団（コア）を形成し、学習計画を明確にした上で学習方法論も同時に学ばせ、2年次以降の学習目標を立てられるよう、演習科目の中で指導を行う。2年次では、「教育学基礎演習」及び「学校教育演習」を通して、学校教育を取り巻く課題や教育の在り方についての知見を深め、教員として必要とされる教育実践力を身に付けさせるとともに、追究する研究テーマや学習目標を立てられるように指導する。3・4年次では、専門分野の講義科目とゼミナール（「学校教育学専門演習Ⅰ・Ⅱ」）を行い、学生自らが研究成果を発表できるようにするとともに、キャリア形成、職業観を醸成する。
- 3) 専門科目を1年次よりバランスよく配置して開始し、3年次からの教育実習に対応させている。また、専門科目の教育実践系科目では、実技指導に必要な教材・教具、機器を揃えたうえで実習室等を有効に活用し、教員としての実践的力量的形成を図っている。
- 4) 講義科目は、視聴覚等のICT環境の整備に努め、学習内容が確実に享受できる環境を整えている。
- 5) オムニバス形式の講義については、科目担当責任者を1名配置し、シラバスの整合性、教員間ならびにゲスト講師間の教育内容の偏重を避け、適正な評価が行われるように配慮する。
- 6) 障害学生への対応については、障害者差別解消法の趣旨に則り、全学組織である学生支援センターと連携をはかりながら、講義・演習における合理的配慮を提供する。また、教育実習においては、実習校と綿密な連携をはかり、十分な実習ができるように努める。
- 7) 「教職インターンシップⅠ・Ⅱ」や「教育実習Ⅱ（小）・（中）」、「障害児教育実習Ⅱ」では、学部専任教員による巡回（愛知県内の実習、自治体からの要請、個別配慮が必要な場合）の実施、きめ細やかな事前・事中・事後指導を行うことで学生一人ひとりに適切な指導が行えるような体制をとる。

2 履修指導法

1) 履修に関するガイダンス

入学時に、学年暦、カリキュラム、単位制度、授業時間、履修登録の方法、卒業及び進級に関わる事項についてガイダンスを実施する。2年次以降については、前期及び後期の開始の際に、

該当年次に関する履修方法等についてガイダンスを実施する。実習科目については、ガイダンスに加えて、各実習の開始前にオリエンテーションを実施する。

2) 学生に対する履修指導

学生が大学生活へ速やかに適応できるように、1年次の「総合演習Ⅰ・Ⅱ」を通じて、学生同士及び教員との関係づくりの支援を行う。その上で、学生に対する在学中の個別支援は、各年次チューター（教員がそれぞれの年次につき1名担当）、各年次のゼミナール担当教員、学生委員等が担当し、修得単位数が過小である学生に対しては個別相談会を実施し、よりきめ細かな指導を行う。

3) 履修科目の年間登録上限

過度な履修を行わないようにすることで、4年間を通じて計画的に履修を行えるようにすることを目的とし、年次ごとの履修登録上限を48単位と定める。ただし、卒業単位数に算入しない自由科目は含まない。

4) 教職課程希望者への履修指導

学校教育学科では、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（社会）、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者及び肢体不自由者）の取得が可能である。教職課程希望者は、指定された科目の単位修得とともに、学生の学習状況を自主管理するためのポートフォリオ（学習履歴）としての履修カルテを活用する。履修カルテによる一定水準の自主学習の到達状況が、3・4年次の教育実習の登録条件や、4年次科目「教職実践演習」の履修登録及び単位認定条件となっており、学生が自主学習の時間確保を図る仕組みとなっている。

3 卒業要件

1) 卒業認定及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学校教育学科では、学童期・思春期までの子どもの成長・発達を指導・支援・援助できるプロフェSSIONナルの育成を目指し、特に初等・中等教育、特別支援教育等の専門分野を中心に、子どもの障害、貧困、虐待等の問題に適切に対応するとともに、家庭支援や地域連携にも取り組むことのできる福祉的な知識やスキルを備えた専門職の育成を重視するため、次の力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与する。

【ディプロマ・ポリシー】

<子どもについての関心>

○子どもの発達と生活を、現実の社会との関係で多面的にとらえようとしている。

<教育に関わる知識・理解・技能>

○乳幼児期から青年期にかけての人間の発達にかかわる知識を身につけている。

○学校教育の理念と制度にかかわる知識を身につけている。

○学校教育の内容と方法にかかわる知識と技能を身につけている。

○様々なニーズや特別な教育的ニーズのある子どもの指導・支援・援助にかかわる知識を身に

つけている。

○教育者としての幅広く深い教養を身につけている。

<思考・判断>

○子どもの発達に影響を与える家庭や地域の課題を、福祉的観点からとらえることができる。

○学校教育の目標・内容・方法に関する理論を、実際の教育実践と結びつけてとらえることができる。

<教育に関わる実践的指導力>

○学校教育に関わる諸理論を、実際の教育の中で展開できる。

<教育者としての倫理>

○様々な教育的ニーズのある子どもを含め、子どもにかかわる教育者としての、倫理観・使命感を持っている。

2) 卒業要件

学校教育学科の卒業要件は、次のとおりとする。

○本学科に4年間以上在学し、総合基礎科目 28 単位以上（必修科目 8 単位含む）、専門科目 66 単位以上（必修科目 8 単位または 10 単位（特別支援学校教諭）含む）、合計 124 単位を修得すること。

○学科所定の要件に従い卒業研究を提出し、合格していること。

4 履修モデル

学校教育学科では、次の履修モデルを示すことにより、学生への履修指導を行う。

取得を希望する教育職員免許状の種類によって履修する授業科目に違いがあるが、共通する学びの内容として、人間・社会に関する幅広い教養をもとに子どもや学校教育について学び、さらに貧困、虐待、発達障害等の現代的・社会的な福祉的課題に対応できる知識や実践的スキルを備え、展開できる「福祉的センスのある教員」の養成に取り組む。**【資料4】履修モデル**

<1年次>

総合基礎科目（必修科目及び全員履修科目：20 単位）及び小学校教諭一種免許状の取得に必修の科目（12 単位）を履修に加え、学生個人の希望進路や興味・関心に合わせた授業科目を履修する。

また、中学校教諭一種免許状（社会）の取得を希望する者は「社会科学の世界」や「市民社会の諸問題」、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者及び肢体不自由者）の取得を希望する者は、「心理学概論」、「思春期のセクシャリティ」、「知的障害児の心理」の履修を行う。

<2年次>

全員履修科目である「教育学基礎演習」及び「学校教育演習」の履修を行う。また、取得を希望する教育職員免許状の種類によって履修科目が異なるが、免許種共通の履修科目として、小

学校教諭一種免許状の取得に必修の科目（18単位）、専門科目：教科研究の3科目（「音楽専門研究Ⅰ」、「造形専門研究Ⅰ」、「スポーツ専門研究Ⅰ」）のうち1科目、専門科目：教科研究の6科目（「国語科研究」、「算数科研究」、「理科研究」、「生活科研究」、「家庭科研究」、「外国語研究」）のうち3科目の履修を行う。

なお、3年次配当科目「教育実習Ⅱ（小）」の履修に際しては、2年次終了時点で次の要件※を満たす必要があるため、計画的な学習に努めるように履修指導を行う。

これに加え、小学校教員を就職先として希望する者に対しては、教育職員免許状の取得に必要な単位修得だけでなく、専門科目：教科研究の授業科目を可能な限り履修するように指導し、小学校教員＝専門家になるということを意識した学びを4年間継続できるように支援を行う。

※「教育実習Ⅱ（小）」の履修要件

履修カルテの課題を所定の時期に達成するとともに、「教育実習Ⅰ（小・事前事後）」の事前指導の合格に加え、実習の前年度までに次の単位を修得していること。

- ・「教職インターンシップⅠ」2単位
- ・「教科に関する専門的事項」8単位以上
- ・「各教科の指導法」6単位以上
- ・「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」から10単位以上

また、中学校教諭一種免許状（社会）の取得希望者は、小学校教諭一種免許状の取得に必修の科目等に加えて当該免許種の取得に必要な科目履修を行うとともに、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者及び肢体不自由者）の取得希望者は、当該免許種の取得に必要な科目履修を行うとともに、「発達障害児指導法」の履修も行う。

< 3年次 >

小学校教諭一種免許状の取得に必修の科目（23単位）及び「学校教育学専門演習Ⅰ」の履修を行うとともに、特別な教育的ニーズを持つ子どもに応答する教育のあり方について学ぶ「特別ニーズ教育論」の履修を促す。

中学校教諭一種免許状（社会）の取得希望者に対しては、社会科教員としての力量形成に努めるため、専門科目：教科研究の授業科目（「政治学特講」、「法学特講」、「社会学特講」、「経済学特講」、「哲学特講」、「倫理学特講」、「宗教学特講」、「倫理学特講（死生学）」）を可能な限り履修するように指導する。

また、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者及び肢体不自由者）の取得希望者に対しては、同免許種取得に必要な単位修得（6単位）に加えて、特別な教育的ニーズを持つ子どもに応答する教育のあり方について学ぶ「特別ニーズ教育論」の履修とともに、専門科目：特別支援教育の「聴覚障害児指導法」、「重度重複障害児教育論」、「重度重複障害児指導法」の3科目から1科目以上、専門科目：障害理解の「聴覚障害児の心理・生理・病理」、「病弱児の心理・生理・病理」の2科目から1科目以上の履修を行い、その他にも専門科目：福祉系の「社会福

祉論」、「子ども家庭福祉論Ⅰ」、「子ども家庭福祉論Ⅱ」、「学校福祉論」、「教育福祉論」、「司法福祉論」、「学童保育論」、専門科目：教科研究の「国語科研究」、「算数科研究」、「理科研究」、「生活科研究」、「家庭科研究」、「外国語研究」等、「障害者論」や「動作法」等から3科目程度の履修も行う。

なお、4年次配当科目「教育実習Ⅱ（中）」と「障害児教育実習Ⅱ」の履修に際しては、3年次終了時点で次の要件※を満たす必要があるため、計画的な学習に努めるように履修指導を行う。

※「教育実習Ⅱ（中）」の履修要件

「教育実習Ⅰ（中・事前事後）」の事前指導の合格に加え、実習の前年度までに次の単位を修得していること。

- ・「教育実習Ⅱ（小）」4単位
- ・「教科に関する専門的事項」のうち12単位以上
- ・「各教科の指導法」のうち6単位以上

※「障害児教育実習Ⅱ」の履修要件

実習の前年度までに次の単位を修得していること。

- ・「教育実習Ⅱ（小）」4単位
- ・「特別支援教育に関する科目」のうち10科目（20単位以上）

< 4年次 >

必修科目である「学校教育学専門演習Ⅱ」を履修し卒業研究に取り組む。

中学校教諭一種免許状（社会）の取得希望者は「教育実習Ⅱ（中）」を履修するとともに、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者及び肢体不自由者）の取得希望者は、「障害児教育実習Ⅱ」を履修する。

これに加え、卒業及び教育職員免許状取得に向けた単位修得状況を確認した上で、自身の進路希望に応じた専門性を高めるために必要となる履修を行う。

カ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

本学では、日本福祉大学学則第 25 条（メディアを利用して行う授業）の規定に基づき、インターネットに接続しているパーソナルコンピュータその他双方向の通信手段を使用し、履修者が希望する時に受講が可能でかつ何度でも繰り返し視聴できるオンデマンド科目を開講している。令和 5（2023）年度は、6 科目を開講している。

オンデマンド科目は、画像や動画、音声などで構成された講師の講義映像と電子化された資料で構成されており、学生はそれらにより対面型の授業と同様に受講できるものである。この講義映像にはすべてテロップが付されており、聴覚障害のある学生に対しても配慮したシステムとなっている。

また、オンデマンド科目には受講期間が設定されており、当該期間中のみ講義の視聴や課題の提出が出来るシステムであるとともに、全講義の受講が完了していない場合は、当該科目の期末試験の受験資格が得られないようになっている。オンデマンド科目に係る学習履歴等については、本学独自開発の学習管理システム「nfu.jp」によって管理・運用されている。

なお、学生のオンデマンド科目に関する相談（学習計画、科目内容や科目担当教員への問合せなど）については、全学教育センターの専任教員が必要な支援を行っているとともに、日常的に発生する学生の学習環境（情報環境）上の支援については、「ICTサポートデスク」を設置し、学習環境に支障がないように支援を行っている。

キ 実習の具体的計画

学校教育学科では、小学校教諭一種免許状課程、中学校教諭一種免許状（社会）課程、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者及び肢体不自由者）課程を設置する。

これら課程の教育実習は、小学校で3週間（4単位：120時間）、中学校で3週間（4単位：120時間）、特別支援学校で2週間（2単位：60時間）の実習を行う。

実習時期は、小学校が3年後期（または4年前期）、中学校が4年前期、特別支援学校は4年後期での実施を予定している。

教育実習の内容としては、授業実習（研究授業含む）を行うものとし、放課後の研究指導、生徒指導・学級経営参加、クラブ活動参加等も行う計画である。

1 実習先の確保の状況

実習依頼段階においては、教育実習の受け入れを願い出る学部学科及び免許状の種類等を記載した依頼書を実習依頼先（愛知県の場合は愛知県教育委員会）に提出し、それに基づいて受入承諾書を交わす。

愛知県出身者の実習先の確保は愛知県教育委員会に依頼し、その調整により確保する。但し、特別支援学校の実習先は、県内の特別支援課程を持つ私大協議会を通して特別支援学校校長会との調整にて確保をする。

愛知県外の出身者に関しては、学生個人が実習校を探し、当該校の校長の内諾をとり、大学から学校及び当該教育委員会に申込みを行うことにより確保する。**【資料5】教育実習受入承諾書及び実習予定学校一覧**

2 実習水準の確保の方策

実習水準を確保するため、小学校教育実習、中学校教育実習、特別支援学校教育実習について、以下の実習要件を定めている。

<小学校教育実習の要件>

履修カルテの課題を所定の時期に達成するとともに、「教育実習Ⅰ（小・事前事後）」の事前指導の合格に加え、実習の前年度までに下記の必要科目数を修得していること。

- ・「教職インターンシップⅠ」2単位
- ・「教科に関する専門的事項」8単位以上
- ・「各教科の指導法」6単位以上
- ・「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」から10単位以上

<中学校教育実習の要件>

「教育実習Ⅰ（中・事前事後）」の事前指導の合格に加え、実習の前年度までに下記の必修科目

数を修得していること。

- ・「教育実習Ⅱ（小）」4単位
- ・「教科に関する専門的事項」のうち12単位以上
- ・「各教科の指導法」のうち6単位以上

<特別支援学校教育実習の要件>

実習の前年度までに、以下の必要科目数を修得していること。

- ・「教育実習Ⅱ（小）」4単位
- ・「特別支援教育に関する科目」のうち10科目（20単位）

さらに、事前指導として、小学校教育実習では、3年次前期に「教育実習Ⅰ（事前事後）」の事前の部分を行う。小学校教育実習と中学校教育実習及び特別支援学校実習ではそれぞれ実習前に、本学独自で作成したガイドブック「教育実習の手引き」を配布し、実習生に十分な準備を促し指導を行う。事後指導としては、3年次後期、4年次後期にそれぞれ計2時間を行う。

また、実習直前には、実習生が実習校に連絡を取り、再度の実習依頼と事前の打合せ（事前指導）の日程確認を行う。「教育実習生個票」を作成し、事前打合せまでに実習校に提出する。あわせて、実習校に関する研究、教材研究などを行う。この段階で、各実習生に配置する実習指導教員と実習生の面談を行って実習内容の再確認をするとともに、実習に対する不安感を払拭し、万全の態勢で実習に臨めるようにする。

3 実習のための組織

教育実習に関する学内の連絡・調整を行う組織として、大学評議会選出のセンター長（1名）、運営委員（教員養成を行う学部・学科の科目担当教員から各1名以上）、センター兼担教員（現在2名）、教職課程事務室長1名）にて構成された「日本福祉大学教職課程センター（以下「教職課程センター」という。）」設置している。

教職課程センターでは、原則月1回（8月を除く）会議を開催するとともに、実習時期、緊急の課題や問題が発生した場合などには必要に応じて会議を開いている。また、教職課程センター構成員が日常的な情報共有及び情報交換を行うためにメーリングリストを開設し、実習中には、実習指導を担当する教員と連携して、教育実習の実施に万全を期すための取組を進めている。

4 実習先との連携体制

実習の事前事後においては、教職課程センターと教育・心理学部の教育実習担当教員が連携しながら全体調整を図る。全体調整は教職課程センターを中心に実施しているが、個別実習先との連携体制構築に向けて必要となる綿密な連絡・調整を行うために、1施設に1名の教育実習担当教員を配置する体制を構築するとともに、実習巡回が難しい遠方の実習先との連携体制強化に取り組んでいる。

5 事前の準備の状況（感染症予防対策・保険等の加入状況）

感染予防対策については、入学時の定期健康診断において麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の抗体検査を実施する。その結果、抗体が発病阻止レベル以下と判定された学生には、予防接種を受けるよう指導し、医療機関等での接種後に「予防接種証明書」を大学に提出するよう指示している。

保険については、入学時に「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入する。「学生教育研究災害傷害保険」により、実習生本人が実習中の事故によって身体に被る傷害に対して補償を行う。「学研災付帯賠償責任保険」により、実習中の関係他者（実習先、人物、財物等）に対する損害、損傷等による法律上の損害賠償を補償する。

また、事前指導において実習中に知り得た情報の守秘義務について具体的に指導し徹底を図る。（情報機器の持ち込み禁止、SNS への書き込み禁止、個人を特定されない授業実践記録の取り方等）

6 事前・事後における指導計画

3年次後期及び4年前・後期の教育実習に関連して、2年次において、美浜町教育委員会及び近隣特別支援学校との承諾・連携のもと、美浜町の小中学校や近隣の特別支援学校と提携し、「教職インターンシップⅠ」を開講する。各提携学校の教育計画に則り、学校における様々な業務を基本的には週半日、延 40 時間で経験し、レポート等にまとめる。また、4年次後期において、翌4月から教壇に立つ希望学生に、「教職インターンシップⅡ」を開講する。

実習に向けての事前事後指導の時期及び時間数は、「教育実習Ⅰ（小・事前事後）」（3年前期 1単位）、「教育実習Ⅰ（中・事前事後）」（3・4年後期 1単位）を「教育実習Ⅱ（小）」（3年後期 4単位）及び「教育実習Ⅱ（中）」（4年前期 4単位）、「教職実践演習（小中）」（4年後期 2単位）に連動させ、事前・事後指導の授業として行う。その上で、それぞれの学生の実習を担当する担当教員が、実習前後に事前・事後指導を個別に行う。特別支援学校の教育実習については、「障害児教育実習Ⅰ」（4年通年 1単位）として事前指導を6時間、事後指導を2時間行う。

具体的な内容としては、「教育実習で求められる基礎知識を獲得し、教育実践力を養う」べく、教員として最低限求められる実技表現や心構えなどの学習を、『教育実習の手引きⅠ・Ⅱ』、『障害児教育実習の手引き』を使用して行う。授業の一環として、適時実習経験者やゲスト講師の話を聴く等の学習も行う。

7 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画、実習施設における指導者の配置計画

全ての実習生に対して教員の実習担当者を決め、実習の事前指導、事中指導、事後指導を行う（教員一人あたり6～8名の実習生を担当）。実習担当教員は、特に事中指導において本学教職課程事務室とともに実習生及び実習校の連絡窓口となり第一次的な対応にあたる。

実習巡回に関しては、原則として愛知県内（名古屋市含む）の学校及び巡回の要望のあった学校、特に巡回を要すると大学側で判断した学校に実習担当教員が巡回指導を行う。巡回指導は、現場での実習担当指導教員と連携して取り組むとともに、可能な限り研究授業にあわせて実習担当教員が

実習校を訪問し、実習生に対して助言・指導を行う。ただし、巡回の日程については、事前に実習生や実習校と連絡調整し、実習担当教員が担当するその他授業（講義・演習科目）にできるだけ支障をきたさないように留意する。

8 成績評価体制及び単位認定方法

教育実習の成績評価及び単位認定は、実習校（実習担当指導教員）からの評価、実習生の自己評価、実習担当教員による評価に基づき、成績評価基準（合格：S・A・B・C、不合格：D、棄権：K）に沿って教育実習担当教員が最終評価を行い単位認定する。

ク 企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

教育・心理学部では、企業や法人、非営利組織などにおける就業体験を通じて職業観や職業意識を養うことなどを目的とする「インターンシップ」と、体験学習と交流を通じて、その国の地域開発と住民組織化について学ぶ「海外フィールドワーク」を設定している。

1 実習先の確保の状況

1) インターンシップ

インターンシップ担当教員の指導のもと、企業・団体への受入依頼は学生個人が行うこととしている。2023年度では、愛知県中小企業家同友会において45社・団体、岐阜県インターンシップ推進協議会において363社・団体の紹介があり、それ以外にも149社の企業・団体から受入可能との回答を得ている。【資料6】「インターンシップ」実習受入先一覧

2) 海外フィールドワーク

教育・心理学部においては、オーストラリア、インド、フィリピンの3カ国を海外フィールドワーク先として設定しており、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により学生派遣を一時的に停止していたが、令和5（2023）年度はフィリピン研修が企画されている。

研修スケジュールは、授業期間外の2月中・下旬の2週間にて企画されており、希望者は年度はじめのオリエンテーションに参加するとともに、事前学習として実施される国内研修に参加し、必要書類を提出することで参加できることとしている。

2 実習先との連携体制

1) インターンシップ

インターンシップ担当教員と就職・キャリア開発支援を行うキャリア開発課の事務職員が連携して、参加学生と受入企業・団体との諸調整・サポートに取り組んでいる。

2) 海外フィールドワークについて

海外フィールドワークは、国際福祉開発学部の開講科目「国際フィールドワークⅠ」と合同開催するため、当該学部事務担当者が中心となり受入先となる海外協定校等との調整に取り組んでいる。また、海外フィールドワークの実施に際しては、本学教職員2名による引率体制を構築するとともに、学長を本部長とする危機管理本部体制を設置し、実習中の対応・危機管理を行っている。

3 成績評価体制及び単位認定方法

1) インターンシップ

インターンシップの成績評価及び単位認定は、参加学生が担当教員に事前提出する「インターンシップ計画書」や研修終了後に提出する課題等を総合評価し、成績評価基準（合格：S・A・B・C、不合格：D、棄権：K）に沿って、インターンシップ担当教員が最終評価を行い単位認定する。

2) 海外フィールドワーク

海外フィールドワークの成績評価及び単位認定は、事前学習として実施される国内研修への出席状況や研修終了後に提出する課題等を総合評価し、成績評価基準（合格：S・A・B・C、不合格：D、棄権：K）に沿って、海外フィールドワーク担当教員が最終評価を行い単位認定する。

ケ 取得可能な資格

1 取得可能な資格

学校教育学科で取得可能な資格は次のとおりである。

	取得可能な資格	国家・民間・資格の区別	備考
1	小学校教諭一種免許状	国家	法令で定める指定科目の修得及び指定期間の実習に合格することで、資格または免許状の取得が可能
2	中学校教諭一種免許状（社会）	国家	
3	特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者）	国家	
4	学童保育士資格	民間	指定 50 単位、NPO 指定実習単位修得で可能。別途申請手続きが必要
5	初級パラスポーツ指導員	民間	指定 1 科目の修得で取得可。別途申請手続きが必要
6	社会福祉主事任用資格	国家 (任用資格)	指定 3 科目の修得で取得可能
7	児童福祉司任用資格	国家 (任用資格)	1 年間の実務経験が必要
8	児童指導員任用資格	国家 (任用資格)	卒業と同時に取得可能

2 資格取得の条件

卒業所要単位に含まれる授業科目の単位修得により資格を取得することができる。

3 卒業要件との関連性

取得可能な資格取得を卒業要件としない。

コ 入学者選抜の概要

1 学校教育学科が求める人物像（アドミッション・ポリシー）

学校教育学科のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）は次のとおりである。

- ① 学校教育学科の教育目標を理解しており、人間や社会に対する基礎的知識や関心、及び様々な人々とかかわりあう技能をもっている人。
- ② こどもの生活に関係する様々な課題を解決するために、主として教育学及び障害児教育学について学ぶ意欲があり、それらの学びに基づいて考え、判断し、自らの意見を表現する力をもっている人。
- ③ 学校教育の専門職に必要とされる専門知識・技能を習得するために、教員、学生同士、地域の人々と積極的に交流し、協働して学びを深めようとする態度や意欲をもっている人。
- ④ 専門的な学びを深めるうえで、他者とのコミュニケーションを通して自分の意見を効果的に伝えると同時に、他者の意見に耳を傾け、尊重し、学び合うことにより、幅広い視野に立って子どもや社会の課題を見つめようと努力できる人。
- ⑤ ボランティア、職場体験、スポーツ、文化芸術活動などを通して地域に参画した経験があり、今後も実習や地域活動を通して実践力を高め、将来的に学校教育の専門職として地域社会に貢献することを志す人。

2 入学前までに修得すべき能力

- ① 高校までの基礎的な知識・技能を有している。
- ② 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを有している。
- ③ 主体性を持って他者とともに学習に取り組む態度を有している。
- ④ 子どもの福祉や教育に関係する施設・団体等の活動に参加し、実践を通して学習に取り組む意欲や態度を有している。

3 入学者選抜の方法

本学部のアドミッション・ポリシーを踏まえ、大学全体で実施する学力検査による一般選抜型（一般入学試験、大学入学共通テスト試験）の利用とあわせて、総合選抜型（強化スポーツ・文化活動入学試験、活動評価型入学試験、AO入学試験）および学校推薦型選抜（一般推薦入学試験、指定校推薦入学試験）などを取り入れることで学力検査に偏重しない選抜方法を実施する。

入学定員 95 名のうち、一般選抜型入学試験で 58 名、総合選抜型入学試験で 22 名、学校推薦型選抜で 15 名の募集を行う。

上記の募集を行うにあたり、以下の選抜方法を実施する。

1) 一般選抜（募集定員：61%程度）

一般選抜は、学部での学修に必要な知識・技能を、全学共通で定めた教科による個別学力検査、または大学入学共通テストの成績利用によって判定する入試方法である。

(1) 一般入学試験 前期日程（A方式：3教科型）

A方式は、「数学（記述）」、「国語」、「外国語」、「地歴・公民」、「理科」、「理科（基礎）」の6教科の中から3教科を選択し、その得点（300点満点）により判定する入学試験である。

(2) 一般入学試験 前期日程（B方式：2教科型）

B方式は、「数学（記述）」、「国語」、「外国語」、「地歴・公民」、「理科」、「理科（基礎）」の6教科の中から2教科もしくは3教科を選択し、選択した教科のうち高得点1教科は2倍（200点／300点満点）にして判定する入学試験である。また、3教科選択の場合は、選択した教科のうち高得点2教科の得点で選考し、さらに最高得点1教科は2倍（200点／300点満点）にして判定する入学試験である。

(3) 一般入学試験 前期日程（共通テストプラス方式）

共通テストプラス方式は、一般入学試験の「数学（記述）」、「国語」、「外国語」、「地歴・公民」、「理科」、「理科（基礎）」の6教科の中から2教科または3教科を選択し、高得点2教科の得点を自動採用するとともに、大学入試センター試験の実施教科の中から高得点2教科2科目を自動採用し、400点満点で判定する入学試験である。

(4) 一般入学試験 中期日程及び後期日程（M方式：2教科型）

M方式は、2教科型のオールマーク方式である。「数学」、「国語」、「外国語」、「地歴・公民」、「理科」、「理科（基礎）」の6教科の中から2教科または3教科を選択し、選択した教科のうち高得点1教科は2倍（200点／300点満点）にして判定する入学試験である。また、3教科選択の場合は、高得点の2教科の得点で選考し、最高得点の1教科を2倍（200点／300点満点）にして判定する入学試験である。

(5) 大学入学共通テスト利用入学試験 前期日程

「5教科型」、「3教科型」、「2教科型」の3方式で実施する。大学入学共通テストを5教科以上受験している者においては、3方式すべてに併願が可能である。

(6) 大学入学共通テスト利用入学試験 中期日程及び後期日程

「2教科型」の1方式で実施する。

2) 総合型選抜（募集定員：23%程度）

総合型選抜は、書類審査と面接等を組み合わせることによって、志願者の能力・適性や学習に対する意欲・目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法である。本学教職員との事前面

談を出願資格としている。

(1) 強化スポーツ・文化活動入学試験

本学特別強化指定部・強化支援部から推薦された高校生が対象。学部長等の講義を受講し、課されたレポート内容の評価により判定を行う入学試験である。

(2) 活動評価型入学試験

高校生活で力を入れた活動の目的や工夫、努力を重視。活動内容に関わるプレゼンテーションと口頭試問による総合評価で判定を行う入学試験である。

(3) AO入学試験

大学・学部に関わる理解、将来への目的や意欲を重視。面談で課されたレポート等の書類審査と当日のプレゼンテーション、面接による総合評価で判定を行う入学試験である。

3) 学校推薦型選抜（募集定員：16%程度）

学校推薦型選抜は、出身高等学校長の推薦に基づき、必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等を調査書等の出願書類、または小論文による検査等を活用して判定する入試方法である。

(1) 一般推薦入学試験

小論文の課題を課し、その得点のみで判定を行う入学試験である。

(2) 指定校推薦入学試験

学部教員が講義を行い、その内容に関連するレポート作成を課す入学試験である。

4) その他入学試験

上記以外の入学試験として「外国人留学生等入学試験」、「高卒認定、海外帰国生徒、高等学校卒業生、定時制・通信制高等学校入学試験」、「社会人入学試験」、「高大接続入学試験」等を実施している。

4 入試実施体制

本学の入学試験は全教職員で運営を担っている。入試実施や作問に関わる諸課題は学長の下で入試部が担当し、入試部長を委員長とする入試委員会（月例）で審議されている。また 学生募集にも大きく影響する入試制度改革に関わる方針は、理事長・学長会議の下に置かれたアドミッション委員会（月例）で審議されている。以下に2つの委員会の概要を示す。

1) 入試委員会

<任務>

- (1) 入試に関する制度の検討及び各会議への提案
- (2) 入試要項案の作成
- (3) 選考基準の作成
- (4) 入試問題の作成や点検に関わる業務
- (5) 入試の実施
- (6) 合否判定（案）の作成
- (7) その他入試に関わる重要事項の検討

<構成>

- (1) 入試委員長（入試部長）
- (2) 入試部副部長
- (3) 各学部入試委員
- (4) 入学広報部長
- (5) 入学広報課長 等

2) アドミッション委員会

<任務>

- (1) アドミッション・ポリシーの検討及び策定
- (2) ガイダンス等学募事業の企画・立案選考基準の作成
- (3) スポーツ分野入学試験、文化・芸術分野入学試験等入学者選抜に関わる総合的な評価
- (4) 学募に関わるマーケット分析
- (5) 学募・入学者選抜等に関わる分析・検証・立案
- (6) 入試制度の改革推進
- (7) アドミッション・オフィス事業の開発と推進
- (8) アドミッション・オフィサーに求められるFD/S Dの実施
- (9) その他、学募及び入学者選抜等に関わる重要事項

<構成>

- (1) 副理事長（事業・組織）
- (2) 執行役員（総務）、学生募集 学園事務局長
- (3) 執行役員（広報・UI事業） 学長補佐
- (4) 執行役員（周年事業・DX） 大学事務局長
- (5) 執行役員（企画・情報政策） 企画政策部長
- (6) 入試部長
- (7) 通学課程の各学部長
- (8) 学務部長
- (9) 広報・開発部次長 入試部副部長
- (10) 入学広報課長

サ 教員組織の編成の考え方及び特色

1 教員組織の編成の考え方

学校教育学科では、現代社会における多様なニーズ・課題を抱える子どもたちに向き合う、「福祉に強い教員」を育てるという教育理念・目標にもとづき、教員養成に不可欠な教育学・教育方法学や教科教育学の教員に加え、社会科学の諸領域や教育福祉・学校福祉を専門とする教員を配置している。初等（中等）教育、特別支援教育の高度な専門性を有する研究者、社会科学の研究者、学校現場や医療・福祉領域での実践経験の豊かな研究者から構成されている。本学科の理念に根差した教育の実現に向けて、それぞれの専門領域における学問の研究を尊重しつつも、相互の協働・連携が担保された教員集団を形成するため、配置する全ての教員に対して、教育・研究業績とともに本学科 3 ポリシーへの理解を求めている。

科目においては、学校教育学科の教育の中心となる 1 年次から 4 年次の演習（総合演習Ⅰ・Ⅱ、教育学基礎演習、学校教育演習、学校教育学専門演習Ⅰ・Ⅱ）は専任教員が担当し、教育の基礎となる科目や学科専門科目についても基本的に専任教員が担当するものとしている。「英語」、「情報処理」、「スポーツ実技」等の総合基礎科目やその他の科目については、専任教員に加え、兼任教員及び非常勤教員を充当する。

専任教員は、19 名を配置している。「教育方法学」、「教育課程論」、「生活と進路指導」等の教職基幹科目を担当できる専任教員を 4 名、算数科、社会科、理科、音楽科、図画工作科、体育科の教科教育の専任教員を 8 名、「法学概論」、「地理学概論」、「社会学概論」、「哲学概論」などの社会系科目の専任教員を 4 名配置している。専任教員のうち小学校・中学校で 25 年以上の教員歴を持つ者を 2 名（算数科教育法、社会科教育法）配置し、現場での実践も強く意識した教育を行っている。特別支援教育科目の担当においても、特別支援教育の現職教員歴を持つ者 2 名と医療・療育機関での職歴のある者 1 名を配置しており、39 年の教員歴を特別支援教育の現職教員歴を持つ教員を筆頭に、現場での実践も強く意識した教育を行っている。

2 教員組織の特色

学部完成年度（2028 年 3 月 31 日時点）における専任教員の年齢構成は、51 歳から 60 歳：7 名（37%）、61 歳以上から 65 歳：2 名（11%）、65 歳以上 69 歳以下：9 名（47%）、70 歳以上：1 名（5%）となっており、教員組織として幅広い年齢層で編成している。また、研究分野別に教授と准教授、助教を編成することで、教員組織の世代交代を見据えた編成としている。

専任教員の学位取得状況については、博士号取得者：6 名（32%）、修士号取得者：2 名（11%）、となっている。教授においては、3 名中 13 名（23%）が博士号を取得しており、社会学博士 1 名、学術博士 1 名、法学博士 1 名と、教育分野に限らず、幅広い知識を有している。その他の職位においても准教授 4 名、講師 1 名、助教 1 名が博士号を取得しており、専門領域の第一線において活躍している。

教育経験においては、すべての教員が、何らかの形で 10 年以上教育経験がある。専任教員の研究領域は、各専門分野から教育や福祉との関連性を主題としている。研究助成等の組織的に専門的かつ高度な教育・研究を可能とする体制を整備していることから、教育専門職（プロフェッショナル）に必要な広い視野から教育を捉えることができる構成となっている。

3 教員退職後の後任補充の考え方

教育・心理学部学校教育学科の完成年度末時点の基幹教員においては、65歳以上が10名、60～64歳が2名となっている。本学常勤教員の定年は、「学校法人日本福祉大学職員就業規則」により満65歳の年度末までと定めている。学科開設時に65歳に達している者については、「日本福祉大学特別任用教員規程」、「日本福祉大学招聘教員規程」に基づき任用することとしている。完成年度までに定年を迎える教員が5名いるが、専門分野での十分な教育・研究の経験を有することから、これら教員の見識等を組織で継承していく取組を着実に進めていくとともに、就業規則の趣旨を踏まえ、速やかに後任を採用することを前提としつつ、定年退職後も必要に応じて任期を定めた教員として採用することを検討する。【資料7】学校法人日本福祉大学職員就業規則、【資料8】日本福祉大学特別任用教員規程、【資料9】日本福祉大学招聘教員規程

教員組織の編制においては、大学、学部、学科の将来計画に鑑み、大学および学部が定める「求める人材像および教員組織の編制方針」に則って、教育職員免許状付与課程の維持に必要な人員配置に留意するとともに、完成年度以降の退職者の補充については、専門分野、職位、年齢、性別構成等のバランスを勘案しながら、教員組織の継続性及び一貫性を保つよう努める。

また、教員個人の教育研究活動の資質の維持向上に向けて、「4 教員の教育研究活動の資質の維持向上に向けた取組」において記載する各種取組を確実に履行するとともに、教育研究実績等を踏まえた昇任等を適切に行い、適切な教員組織編制に取り組む。

4 教員の教育研究活動の資質の維持向上に向けた取組

1) 現行の取組

教員の教育研究活動の資質の維持向上に向けて、以下の取組を推進している。

(1) 教育研究計画書・報告書

平成14(2002)年度より、教員の自己点検・評価活動の一環として、任期が定められていない教員に対して、所属機関や全学の教育改善・研究推進を目的に、年度初めに自らの教育、研究、管理運営及び社会的な活動に関する「教育研究計画書」を作成し、当該年度末に、その実績をまとめた「教育研究報告書」を学長に提出することを義務づけている。

なお、任期が定められている教員においては、任意の提出とし、当該書類は、自己点検・評価活動及びFD(ファカルティ・ディベロップメント)活動の組織的推進に活用するとともに、教員個人の教育研究活動の質的水準向上のために活用されている。

(2) 教員資格再審査制度

平成15(2003)年度より、本学の教育研究の評価活動として、日本福祉大学教員規則第8条第2項及び日本福祉大学教員資格再審査規程に基づき、任期が定められていない教員に対して教員資格再審査を実施し、教員の教育研究活動の資質の維持向上に全学的に取り組んでいる。【資料10】日本福祉大学教員規則、【資料11】日本福祉大学教員資格再審査規程

条件を満たさない場合の措置として、学部教授会は研究業績を上げるための支援・援助を一定期間提供し、その後、当該年度末に再審査を行い、再審査においても再び業績不足と判

断された場合は、次年度より降格の措置をとる規定としている。

(3) FDの実施

本学では、平成 20 (2008) 年の大学設置基準改正において、「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする (大学設置基準第 25 条の 3)」ことが規定される以前よりFD活動の取組を進めている。平成 21 (2009) 年度には、文部科学省大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム (GPプログラム) に「福祉大学スタンダードきょうゆうプログラム - 日本福祉大学スタンダードの学生・教員・職員への水平展開による教養教育・FD・SDの一体的推進 - 」が採択されており、また、本学へ赴任した教員に対して本学教員が最低限知っておかなければならない基礎情報を取りまとめた「教員スタンダードガイドブック」を毎年発刊している。

本学部では、教員間で学部の教育理念及び目標を統一した見解として共有し、各専門領域に反映できるように、学部委員会等が中心となって初年度より積極的に教育内容について討議を行う。指導・教育力の向上に向けて、演習及び実習に関わる教育・指導の在り方に関するワークショップ等を実施する。

技術演習等に対して学生が自主的に学習しやすい環境を整えるために、オンデマンドによる講義資料の作成に関する研修会を行う。

(4) 学位取得の奨励

本学大学院博士課程への入学はもとより、他大学大学院の博士課程への入学を含め、学位取得を奨励する。特に助教等については、大学院進学支援制度を新たに設け、当該教員が大学院修士課程・博士課程に進学する際は、大学院への通学等に関して対応可能な範囲で業務上の配慮を行う。また、授業料等についても必要な支援措置を講じることとしている。

(5) 「学外研究」制度

「学外研究」(国内・国外留学制度)制度に本学独自のものとして「学位取得目的」を設けている。特に若手教員の学外研究を優先しており、平成 18 (2006) 年度の制度化以降、この制度を利用して 50 名が学位を取得している。

また、「特別研究 (サバティカル)」は、一定期間以上、本学の教育・研究、管理運営その他の大学運営に従事した教員が、本学の学術研究と教育の発展に寄与する活動をするを目的に設けている。

(6) 学外研究費申請の奨励と支援

学外研究費の採択促進のため、担当部局による申請に関する情報提供を随時行うとともに、申請手続きについても支援している。また、申請書作成の学内講習会などもあわせて実施している。

シ 施設、設備等の整備計画

1 校地、運動場の整備計画

本学は、美浜校地 214,930.57 m²、半田校地 41,527.01 m²、名古屋校地 765.00 m²、東海校地 7,664.58 m²を有し、大学全体の校地は 264,887.16 m²を保有している。

教育・心理学部学校教育学科を設置する美浜校地は、校舎敷地として 133,008.36 m²、運動場用地として 51,093.70 m²を有している。運動場としては「第2グラウンド・多目的フィールド(25,575.73 m²)」、「球技場(9,474.40 m²)」などをすでに整備しており、教育に支障のない環境を整えている。

学生の休息、交流に資する空地としては、校地のほぼ中心部にある芝生広場等からなる「キャンパスプラザ」のほか、校地内の至る所にベンチなどを設け、学生の休息、交流に活用している。

美浜校地は、収容定員上の学生一人当たり面積に換算すると 50.3 m²（不算入校地を除く校地面積 184,102.06 m²／収容定員 3,660 名）と見込まれ、大学設置基準を大きく上回るため、新たな校地用地の取得は行わず既存校地を活用する計画である。

2 校舎等施設の整備計画

学校教育学科（収容定員 380 人）の設置に際しては、同学科ともに教育・心理学部を構成する子ども発達学科（保育・幼児教育専修及び学校教育専修）の収容定員を 860 人から 480 人に変更し、その削減分（収容定員 380 人）の定員振替を実施するため、教育・心理学部の収容定員（1,260 人）には変更が生じない計画とするとともに、教育内容についても、現行の子ども発達学科（学校教育専修）を一層発展させることを目的としていることから既存施設・設備の転用を計画している。

研究室は、原則として教授と准教授が使用する個人研究室および助教等が使用する合同研究室について、既存の施設内に 19 室（助教の合同研究室を含む）確保することを計画している。個人研究室は、1 室あたり面積が約 20 m²となっており、当該教員の教育・研究活動の拠点としての機能だけでなく、学生に対する個人指導等が実施できる環境を確保している。また原則、助教が使用する合同研究室はデスクを配置し、教育・研究活動に取り組むことができる環境を整備する。

3 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学の附属図書館は、美浜キャンパスに本館（閲覧席数：555 席、書架収容力：632,850 冊）、半田キャンパス（同 118 席、51,000 冊）、名古屋キャンパス（同 30 席、50,000 冊）、東海キャンパス（同 199 席、54,775 冊）にそれぞれ分館を設置しており、附属図書館全体で閲覧座席数：902 席、書架収容力：788,625 冊を有している。

現在、附属図書館では社会福祉学領域及びその近接領域を中心に、教育学・保育学・心理学・経済学・リハビリテーション科学・看護学領域のほか、大学院・学部の教育研究活動に必要な主題の専門書を重点的に収集しており、図書：約 610,000 冊、学術雑誌等：約 6,600 タイトルを所蔵し、各キャンパスや学部学科を超えて利用されている。また、インターネットを通じて利用できるデジタルデータベースは国内 17 種、海外 12 種、電子ジャーナルは約 5,600 タイトルを提供しており、適宜、整備を図っている。

付属図書館の施設は、美浜本館においてはラーニング・commons（学修工房）、グループ閲覧室、視聴覚ホール（AVホール・プレゼン練習ひろば）、個人学習コーナー、教員・大学院生専用の特別閲覧室、障害学生閲覧室、パソコンを配置した情報検索コーナー、視聴覚資料閲覧専用のAVコーナー等、図書館に求められる必要な環境を整備し、9時20分から22時まで開館している。また、半田分館、名古屋分館、東海分館においても、個人学習コーナー、グループ閲覧室（半田分館のみ）、ラーニング・commons（東海分館のみ）、パソコンを配置した情報検索コーナー、視聴覚資料閲覧専用のAVコーナー等を整備している。

付属図書館は美浜本館と3つの分館（半田分館、名古屋分館、東海分館）の計4拠点にて構成され、図書等の資料は美浜本館と各分館にそれぞれの専門性に応じて所蔵される。付属図書館では、本館と3つの分館において、図書等の資料の配送システムを構築しており、利用者が所属するキャンパスの図書館への蔵書・複写資料の取寄せなど、学内利用者向けに各種のサービスを提供している。

他大学の図書館等との連携・協力については、国内では大学共同利用機構法人情報・システム研究機構国立情報学研究所（NII）の目録所在情報サービスにおける図書館間相互貸借システム（ILL）の参加館として、図書館間相互協力を積極的に推進するとともに、海外のILLも推進し、多様な資料を提供及び入手できる環境を整備している。また、学術にかかわる学習・研究を目的として所蔵する図書資料を利用する場合に限り、利用登録の上、学外者への図書の貸出等を行っている。

ス 管理運営

1 日本福祉大学管理運営体制

本学における管理運営体制は、日本福祉大学学則第9条（評議会）の規定に基づき、本学の重要事項について学長が決定を行うにあたり、審議するための評議会を設置している。評議会の構成員及び審議事項は次のとおりである。なお、会議開催は、原則として月1回、年間11回（8月を除く）の開催としている。

1) 評議会の構成員

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 総合企画室長
- (5) 教務部、学生部、入試部長及び就職部の各部長
- (6) 総合研究機構長
- (7) 地域連携推進機構長
- (8) 減災連携・支援機構長
- (9) 社会福祉学部、経済学部、福祉経営学部、健康科学部、教育・心理学部、国際福祉開発学部、看護学部及びスポーツ科学部の各学部長
- (10) 全学教育センター長
- (11) 大学院委員長
- (12) 福祉社会開発研究科、社会福祉学研究科、医療・福祉マネジメント研究科、国際社会開発研究科、看護学研究科及びスポーツ科学研究科の各研究科長
- (13) 附属図書館長
- (14) 社会福祉学部、経済学部、健康科学部、教育・心理学部、国際福祉開発学部、看護学部及びスポーツ科学部の各教授会構成員から選出された各2名
- (15) 福祉経営学部の教授会構成員から選出された1名
- (16) 学園事務局長
- (17) 大学事務局長

2) 評議会における審議事項

- (1) 学則及びそれに付属する諸規程の制定・改廃に係わる事項
- (2) 学部・学科その他重要な施設の設置・廃止に関する事項
- (3) 大学の将来計画に係わる事項
- (4) 教員人事に関する基本事項（教員採用計画・教員組織に関する基本方針）
- (5) 研究に関する基本事項
- (6) 大学院に関する基本事項
- (7) 附属機関運営の基本方針に関する事項
- (8) 大学広報・学生募集・就職に関する基本事項

- (9) 入学試験に関する基本事項
- (10) 学生指導に関する基本事項
- (11) 年度毎の事業計画および教育計画に関する基本事項
- (12) 附属付置機関長等の選任に関する事項
- (13) 全学的教育の推進・実施に関する事項
- (14) 教員の人事制度改革に関する事項
- (15) 教育・研究等の点検・評価に関する事項
- (16) その他大学全体に関する重要事項で大学評議会が必要と認める事項

2 教育・心理学部の管理運営体制

教育・心理学部における管理運営体制として、日本福祉大学学則第 10 条（教授会）の規定に基づき学部教授会を置く。学部教授会は、学長が定めた次の審議事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるとともに、全学部の審議を要する事項を除く、教育研究に関する事項について審議を行う。

1) 教授会の審議事項

- (1) 学生の進級・留年又は卒業に関する事項
- (2) 学生の学籍に関する事項
- (3) 入学試験に関する事項
- (4) 学部学生の指導に関する事項
- (5) 教員人事（学部長の選出、昇格審査、専任教員の任免、非常勤講師の委嘱・派遣等）に関する事項
- (6) 大学評議員の選出
- (7) 学部の将来計画に関する事項
- (8) 学部の諸規程の制定・改廃に関する事項
- (9) 学部の教育計画に関する事項
- (10) 学部の研究に関する事項
- (11) 学部の教育・研究の点検・評価に関する事項
- (12) 大学評議会が審議し、学長が必要と認める事項
- (13) その他、学部長及び教授会が必要と認める事項

日本福祉大学学部教授会運営規程に基づき、学長は教授会が選出した候補者を学部長に、学部長が推薦した候補者を学部委員として任命し、学部長の下で学部委員会が学部に関わる業務執行を行う。学部委員は学部長補佐のほか、日本福祉大学学部委員会運営規程に基づく教務、学生及び就職等の全学専門部委員から構成される。

学部長は、教授会を招集し、議長を務める。教授会の開催は、原則として月 1 回、年間 11 回（8 月を除く）とする。【資料 12】日本福祉大学学部教授会運営規程

3 学校教育学科の管理運営体制

学校教育学科における管理運営体制として、日本福祉大学学科会議運営規程に基づき学科会議を置く。学科会議は、学部長が指名する学校教育学科の所属教員をもって構成し、学科の教育・研究活動に関する事項、学部長及び学部教授会から委嘱された事項について審議を行う。【資料 13】日本福祉大学学科会議運営規程

セ 自己点検・評価

1 本学の自己点検評価活動の概要

本学は、平成5（1993）年に「日本福祉大学の教育・研究等点検・評価に関する規程」を定め、組織的な自己点検・評価活動を開始した。以来、同規程に基づき設置した、「日本福祉大学の教育・研究等点検・評価委員会」（以下「全学評価委員会」）大学院及び各学部における自己点検・評価活動を行う「教育・研究専門評価委員会」を中心に自己点検・評価活動を推進してきた。

また平成15(2003)年には第三者評価組織として「外部評価委員会」を設置し、本学の教育・研究活動に対する社会的な評価を受けることにより、自己点検・評価活動の検証を行っている。

平成21（2009）年には「IR推進室」を設置し、自己点検・評価活動をより促進するための基礎データの収集、分析も行っている。

令和5（2023）年度からはこれまでの「全学評価委員会」及び「教育・研究専門評価委員会」の機能を再構築し、学長・副学長・学部長補佐・専門部長・学部長等を構成員とする「大学運営会議」において大学院・各学部における自己点検・評価活動の点検を行い、学長が指名した委員長を議長とした「内部質保証推進委員会」で、「大学運営会議」における自己点検・評価の適切性について点検・評価し、必要に応じて助言を行うこととしている。

なお、本学では、学園の事業計画と大学の事業計画との整合をはかり、中間報告・評価、年間の評価・報告を行うことにより組織全体としてのマネジメントサイクル(PDCA)を確立している。

2 内部質保証推進委員会及び大学運営会議並びに研究科・各学部等による自己点検・評価活動

内部質保証推進委員会は、学長が指名した委員長、委員長が指名した委員により構成し、毎月1回の会議を開催し、全学にわたる自己点検・評価についての基本方針の策定、自己点検・評価の実施及び結果集約並びに情報公開、外部評価に関する事項を任務として活動している。

また、大学運営会議は、学長を議長とし、副学長・学部長等の教学役職者と関連事務局管理職で構成し毎月2回の開催を原則しており、大学事業計画の点検・評価、教育・研究等の点検・評価に関する事項の推進を担うとともに、「教育研究計画書・報告書」や「教員資格再審査」に関する事項の推進も任務としている。

学部・研究科においては、学部長等を中心として各学部等における教育・研究活動の自己点検・評価、FD活動を推進している。具体的な自己点検・評価活動は、以下のとおりである。

1) 学部・研究科の自己点検評価

各学部・研究科、各教学関連組織において事業計画を策定し、年度途中での中間評価・報告、年間を通じた自己評価を行いPDCAサイクルの確立に努めている。全科目で授業評価アンケートを実施し、結果を公表している。FD活動は、平成20（2008）年の大学設置基準改正による義務化以前より取り組んでおり、全学、各学部学科・研究科、教員個人において様々なFD活動が推進されている。全学レベルでのFD活動は、平成25（2013）年度より全学教育センターが中心となり推進している。

2) 「自己点検・評価報告書」・「大学基礎データ」・「FACT BOOK」

平成 23(2011)年度より「自己点検評価・報告書」の簡易版を毎年、詳細版を大学認証評価の受審と受審後の中間報告に合わせて作成することとしている。毎年収集する学内の様々なデータは大学認証評価機関である大学基準協会の「大学基礎データ」に準拠したものとして作成している。また同年度より、膨大な「大学基礎データ」から特に重要な統計データを抜粋し、現状把握・経年比較のできる図表化したデータ集として「FACT BOOK」を発行し、教職員間での課題の共有を図っている。

3) 教員資格再審査

平成 15 (2003) 年度より「教員資格再審査規程」に基づき、教員資格再審査を行っている。採用から 5 年ごとに一定の基準（研究論文 2 点または著書 1 点）の業績を満たすことを条件とし、基準を満たさない場合は 1 年間の援助・助言期間ののちに再度審査し、それでも基準に達しない場合は降格とすることとしている。【資料 11】日本福祉大学教員資格再審査規程

4) 教育研究計画書・報告書

平成 14 (2002) 年度より専任教員全員が作成することとし、現在は任期のない専任教員全員と任期付き教員の一部に作成を課している。計画書は個々の教員が、所属機関における教育改善や研究推進等を期し、年度ごとに具体的な目標を定めそれを達成するための課題を明らかにした実行計画である。報告書は計画書に基づいてどのような教育実践を行ったのか、目標に照らして成果はどうであったかを自己評価・分析をするものである。専任教員は年度初めに計画書を、年度末にその報告書を提出している。各学部長は学部教員の計画書・報告書に、学長は全教員の計画書、報告書に目を通し必要な助言を行っている。平成 19 (2007) 年度からは計画書・報告書の作成及び提出を WEB サイトから行っている。

5) 研究者の業績等の公開

平成 7 (1995) 年度より「日本福祉大学研究者要覧」として、本学研究者の経歴、主な研究業績、学会等での諸活動などについてまとめ、毎年度発行してきたが、平成 27(2015)年度より本学 web 上の「大学専任教員一覧」にてこれら事項を掲載し公開する形をとっている。掲載内容については、毎年度更新を行う。

3 外部評価委員会による自己点検・評価活動

平成 15 (2003) 年度より外部評価委員会による第三者評価を行っている。現在は評価領域を「教育領域」と「研究・社会連携領域」に分け、領域ごとに産業界、研究機関、医療・福祉業界、高校などへ外部評価委員の委嘱を行い、年間 3～4 回程度の委員会を開催し、外部の視点からの評価を受けている。外部評価委員会の意見は内部質保証推進委員会にフィードバックされ本学の教育・研究活動の改善に繋げている。

4 大学認証評価機関による評価

平成7（1995）年に財団法人大学基準協会の正会員となり、平成15（2003）年度には同協会による相互評価を、平成22（2010）年度には第1期、平成29年（2017）年度には第2期の大学認証評価を受審し「同協会の大学基準に適合している」との認定を受けた。大学認証評価時に問題点として指摘として受けた「提言（努力課題及び改善勧告）」に対しては、毎年、全学評価委員会においてその改善状況を報告・確認している。なお、改善勧告については、その改善状況を「改善報告書」として、令和3（2021）年7月に大学基準協会へ書類を提出した。

次期（第3回）大学認証評価については、令和6（2024）年度に受審予定となっている。現在、受審に向けた各基準における方針・到達目標の設定状況等の確認を行い、自己点検・評価報告書、大学基礎データの作成準備を進めている。

5 結果の活用・公表及び評価項目

「日本福祉大学の内部質保証に関する規程」に基づき、次の事項を点検・評価の対象範囲とし、自己点検・評価を実施し、その結果については教学機関、経営機関の審議に付し、自己点検・評価報告書は毎年広くWEBサイト上で、FACT BOOKは学内限定サイトで公開している。全学、大学院研究科、各学部等諸機関は、自己点検・評価結果及び全学評価委員会、外部評価委員会、大学認証評価からの指摘・助言を尊重し、それぞれの改善計画に反映させている。【資料14】日本福祉大学の内部質保証に関する規程

1) 点検・評価の対象範囲

- (1) 大学の理念・目的・長期計画・事業計画に関する事項
- (2) 大学の管理運営に関する事項
- (3) 入試・学生募集に関する事項
- (4) 教育活動に関する事項
- (5) 研究活動に関する事項
- (6) 学生生活および学生への相談・援助に関する事項
- (7) 教員の組織・人事に関する事項
- (8) 大学の事務業務に関する事項
- (9) 国際交流に関する事項
- (10) 附属・付置機関の組織と活動に関する事項
- (11) 大学の対外活動に関する事項
- (12) 大学財政に関する事項
- (13) その他の事項

2) ホームページアドレス

<http://www.n-fukushi.ac.jp/about/university/self-assessment/index.html>

ホーム > 学園・大学案内 > 大学概要 > 自己点検・評価

ソ 情報の公表

本学では、「学校法人日本福祉大学情報公開規程」に基づき、学園の運営及び教育研究等の諸事業に関わる情報をホームページ上及び大学ポータルサイトに公開している。その他、学園報等において情報を公開している。【資料 15】学校法人日本福祉大学情報公開規程

1 ホームページアドレス

<http://www.n-fukushi.ac.jp/koukai/index.html>

ホーム > 学園・大学案内 > 情報公開

2 情報公開の内容

1) 大学の教育研究上の目的に関すること

○大学に関わる事項	「日本福祉大学学則 第1条・第2条」
○社会福祉学部	「学部・学科における教育の目標に関する規則第2条」
○経済学部	「学部・学科における教育の目標に関する規則第3条」
○福祉経営学部	「学部・学科における教育の目標に関する規則第4条」
○福祉経営学部（通信教育）	「教育の目標」
○教育・心理学部	「学部・学科における教育の目標に関する規則第6条」
○国際福祉開発学部	「学部・学科における教育の目標に関する規則第7条」
○健康科学部	「学部・学科における教育の目標に関する規則第5条」
○看護学部	「学部・学科における教育の目標に関する規則第8条」
○スポーツ科学部	「学部・学科における教育の目標に関する規則第9条」
○大学院	「大学院学則 第1条・第3条」
○福祉社会開発研究科	「大学院の研究科及び専攻の目的に関する規程第2条」
○社会福祉学研究科	「大学院の研究科及び専攻の目的に関する規程第3条」
○医療・福祉マネジメント研究科	「大学院の研究科及び専攻の目的に関する規程第4条」
○国際社会開発研究科	「大学院の研究科及び専攻の目的に関する規程第5条」
○看護学研究科	「大学院の研究科及び専攻の目的に関する規定第6条」
○スポーツ科学研究科	「大学院の研究科及び専攻の目的に関する規定第7条」

2) 教育研究上の基本組織に関すること

○学部、学科又は課程等の名称	「設置学部・大学院研究科」
○研究科又は専攻等の名称	「設置学部・大学院研究科」

3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

○教員数・職別人数・法令上の教員確保状況	「教員組織・教員数」
○教員数（男女別）	「専任教員男女別構成」

- 教員数（年齢構成） 「専任教員年齢構成」
 - 専任教員と非常勤教員の比率 「専任教員と非常勤教員の比率」
 - 教員組織 「2022 年度学校法人日本福祉大学組織図」
 - 組織内の役割 「2022 年度日本福祉大学教学役職者等一覧」
 - 保有学位・業績等 「専任教員一覧」
- 4) 入学者に関する受入方針、入学者の数、収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数
- 入学者受け入れ方針 「アドミッション・ポリシー」
 - 入学者数・収容定員・学生数 「入学者数・収容定員・学生数（学部）」
「入学者数・収容定員・学生数（大学院）」
 - 社会人学生数、留学生数 「社会人学生数（通学課程）」
「外国人留学生数」
 - 卒業者数・修了者数 「卒業者数・就職状況（学部）」
「分野別の就職状況（学部）」
「修了者数（大学院）」
「進路状況（大学院）」
「日本福祉大学学位規則」
- 5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること
- 教育課程の編成・実施方針 「カリキュラム・ポリシー」
 - 授業科目 「授業科目履修規程(学部、通信教育部、大学院)」
 - 授業方法・内容、年間の授業計画 「シラバス（学部、通信教育、大学院）」
- 6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- 学位授与の方針 「ディプロマ・ポリシー」
 - 学修成果・評価 「シラバス（学部、通信教育、大学院）」
「授業科目履修規程（学部、通信教育、大学院）」
「日本福祉大学試験規程」
「大学院学則 第 17 条～第 18 条」
「通信教育課程試験規程」
 - 卒業・修了基準等 「日本福祉大学学則 第 46 条」
「大学院院学則 第 19 条～第 20 条」
「通信教育課程規程 第 39 条」
「授業科目履修規程（学部、通信教育、大学院）」
 - 必修科目、選択科目、自由科目別単位数 「授業科目履修規程（学部、通信教育、大学院）」
 - 取得可能な学位 「日本福祉大学学位規則」
- 7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- キャンパス概要・交通手段 「キャンパス&地域オフィス」
「施設使用規程」
「半田キャンパス施設使用規程」
「東海キャンパス施設使用規程」
 - 運動施設の概要 「運動施設の概要」
「スポーツ施設使用規程」
 - 課外活動の状況及びそのための施設 「NFU CLUB&CIRCLE」
「学生生活」(pp. 75～80)
「トレーニングルーム利用規程」
 - 学習環境・厚生施設 「付属図書館」
「ICT サポートデスク」
「日本福祉大学生生活協同組合」
「学生生活」(pp. 94～100)
- 8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 入学金・授業料・施設維持費 「2022 年度入学者向けの学校納付金」
「学生生活」(pp. 86～87)
「日本福祉大学学則 第 56 条～第 58 条」
「日本福祉大学学費納付規則」
「通信教育課程規程 第 45 条～第 47 条」
「日本福祉大学通信教育課程学費等納付規則」
「大学院学則 第 49 条～第 51 条」
「大学院学費納付規則」
 - 学費減免 「経済援助学費減免奨学生」
 - 指定アパート制度・費用 「指定アパート・一般下宿」
「学生生活」(p. 75)
- 9) 大学が行う学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 全学共通教育 「全学教育センター」
 - 実習教育 「教職課程センター」
「社会福祉実習教育研究センター」
「保育課程オフィス」
 - 学生相談 「学生相談室 (学生課サイト内)」
「学生生活」(pp. 64)
 - 就職支援 「キャリア開発課」
「キャリア開発講座」
「学生生活」(p. 98)
 - 保健室 「保健室 (学生課サイト内)」
「学生生活」(pp. 58～59)

- 奨学金制度 「奨学金一覧（学生課サイト内）」
「学生生活」（pp. 70～73）
- 留学生支援 「留学生の手引き」
- 障害者支援 「学生支援センター」

10) その他（教育上の目的に応じた学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価結果 等）

(1) 教育上の目的に応じ学生が履修すべき知識及び能力に関すること

- 社会福祉学部 「社会福祉学科学びの概要」
「履修モデル」
- 経済学部 「経済学科学びの概要」
「履修モデル」
- 福祉経営学部 「医療・福祉マネジメント学科学びの概要」
「履修モデル」
- 福祉経営学部（通信教育） 「学習システム・カリキュラム」
「履修モデル」
- 教育・心理学部 「子ども発達学科保育専修学びの概要」
「子ども発達学科学校教育専修学びの概要」
「心理学科学びの概要」
- 国際福祉開発学部 「国際福祉開発学科学びの概要」
「履修モデル」
- 健康科学部 「リハビリテーション学科理学療法学専攻学びの概要」
「リハビリテーション学科作業療法学専攻学びの概要」
「リハビリテーション学科介護学専攻学びの概要」
「福祉工学科健康情報専修学びの概要」
「福祉工学科バリアフリーデザイン専修の学びの概要」
「履修モデル」
- 看護学部 「看護学科学びの概要」
「履修モデル」
- スポーツ科学部 「スポーツ科学学びの概要」
「履修モデル」
- 社会福祉学研究科 「社会福祉学専攻修士課程大学院教育課程の特徴」
「社会福祉学専攻修士課程（通信教育）大学院教育課程の特徴」
「心理臨床専攻修士課程大学院教育課程の特徴」
- 医療・福祉マネジメント研究科 「医療・福祉マネジメント専攻修士課程大学院教育

	課程の特徴」
○国際社会開発研究科	「国際社会開発専攻修士課程（通信教育）大学院教育の特徴」
○看護学研究科	「看護学専攻修士課程大学院教育の特徴」
○スポーツ科学研究科	「スポーツ科学専攻修士課程大学院教育の特徴」
○福祉社会開発研究科	「社会福祉学専攻博士課程大学院教育課程の特徴」 「福祉経営専攻博士課程大学院教育課程の特徴」 「国際社会開発専攻博士課程（通信教育）大学院教育課程の特徴」
(2) 財務に関する情報	
○2021年度決算・2022年度予算 （全体の概要）	「2021年度決算および2022年度予算」 「用語解説」
○2021年度事業報告書	「2021年度事業報告書」
○2021年度決算（概要）	「2021年度の経営状況と財務の状況」 「財務データの経年比較（三表の概要：過去5年間）」 「2021年度「キャッシュフロー」計算書」 「2021年度補助金の概要」 「2021年度寄付金の概要」
○2021年度決算書表	「2021年度資金収支計算書」 「2021年度消費収支計算書」 「貸借対照表」 「固定資産明細表」 「借入金明細表」 「基本金明細表」 「財産目録」 「監査報告書（監事）」 「監査報告書（会計士）」
○2022年度予算概要	「2022年度資金収支予算書」 「2022年度事業活動収支予算書」
(3) 自己点検・評価	
○自己点検・評価報告書	「2013年度 自己点検・評価報告書」 「2012年度 自己点検・評価報告書」 「2011年度 自己点検・評価報告書」
○大学基礎データ	「2021年度」 「2020年度」 「2019年度」 「2018年度」

「2017年度	必須項目	任意項目
「2016年度	必須項目	任意項目
「2015年度	必須項目	任意項目
「2014年度	必須項目	任意項目
「2013年度	必須項目	任意項目
「2012年度	必須項目	任意項目
「2011年度	必須項目	任意項目
「2010年度	必須項目	任意項目

(4) 大学認証評価

① ホームページアドレス

<http://www.n-fukushi.ac.jp/about/university/accr/credited/index.html>

ホーム > 学園・大学案内 > 大学概要 > 大学認証評価

② 大学認証評価結果

○大学認証評価結果 「財団法人大学基準協会による認証評価」

(5) 設置認可申請書・設置届出書等

① ホームページアドレス

<http://www.n-fukushi.ac.jp/about/gakuen/nika/index.html>

ホーム > 学園・大学案内 > 学園概要 > 設置認可申請書・設置届出書等

② 学部等設置認可申請・設置届出書類（令和2（2020）年度分）

○日本福祉大学健康科学部福祉工学科収容定員増認可申請書

○日本福祉大学大学院スポーツ科学研究科設置認可申請書

③ 学部等設置認可申請・設置届出書類（令和元（2019）年度分）

○日本福祉大学大学院看護学研究科設置認可申請書

④ 学部等設置認可申請・設置届出書類（平成27（2017）年度分）

○日本福祉大学スポーツ科学部スポーツ科学科設置認可申請書

⑤ 学部等設置認可申請・設置届出書類（平成26（2014）年度分）

○日本福祉大学看護学部看護学科設置認可申請書

⑥ 学部等設置認可申請・設置届出書類（平成20（2008）年度分）

○日本福祉大学大学院医療・福祉マネジメント研究科医療・福祉マネジメント専攻修士課程設置届出書

⑦ 学部等設置認可申請・設置届出書類（平成19（2007）年度分）

○日本福祉大学健康科学部リハビリテーション学科設置認可申請書

○日本福祉大学子ども発達学部子ども発達学科設置認可申請書

○日本福祉大学健康科学部福祉工学科設置届出書

○日本福祉大学子ども発達学部心理臨床学科設置届出書

○日本福祉大学国際福祉開発学部国際福祉開発学科設置届出書

(6) 履行状況報告書

① ホームページアドレス

<http://www.n-fukushi.ac.jp/about/gakuen/riko/index.html>

ホーム > 学園・大学案内 > 学園概要 > 履行状況報告書

② 令和3（2021）年度

○設置

- ・日本福祉大学大学院看護学研究科修士課程【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書
- ・日本福祉大学大学院スポーツ科学研究科修士課程【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書

○収容定員

- ・日本福祉大学健康科学部福祉工学科【認可】収容定員に係る学則の変更を行った大学の履行状況報告書

○寄附行為

- ・大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書

③ 令和2（2020）年度

○設置

- ・日本福祉大学大学院看護学研究科修士課程【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書
- ・日本福祉大学大学院スポーツ科学研究科修士課程【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書

○寄附行為

- ・大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書

④ 令和元（2019）年度

○設置

- ・日本福祉大学スポーツ科学部スポーツ科学科【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書

○寄附行為

- ・大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書

④ 平成30年（2018）年度

○設置

- ・日本福祉大学スポーツ科学部スポーツ科学科【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書
- ・日本福祉大学看護学部看護学科【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書

○寄附行為

- ・大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書
- ⑤平成 29 年（2017）年度
- 設置
 - ・日本福祉大学スポーツ科学部スポーツ科学科【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書
 - ・日本福祉大学看護学部看護学科【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書
 - 寄附行為
 - ・大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書
- ⑥平成 28 年（2016）年度
- 設置
 - ・日本福祉大学看護学部看護学科【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書
 - 寄附行為
 - ・大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書
- ⑦平成 27 年（2015）年度
- 設置
 - ・日本福祉大学看護学部看護学科【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書
 - 寄附行為
 - ・大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書
- ⑧平成 24 年（2012）年度
- 設置
 - ・日本福祉大学国際福祉開発学部国際福祉開発学科【届出】留意事項実施状況報告書
 - 寄附行為
 - ・大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書

タ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学では、平成 21（2009）年度に、文部科学省大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム（GPプログラム）に「福祉大学スタンダードきょうゆうプログラム - 日本福祉大学スタンダードの学生・教員・職員への水平展開による教養教育・FD・SDの一体的推進 -」が採択されており、FDを積極的に進めている。また、本学へ赴任した教員に対して本学教員が最低限知っておかなければならない基礎情報を取りまとめた「教員スタンダードガイドブック」を毎年発刊している。

本学部では、教員間で学部の教育理念及び目標を統一した見解として共有し、各領域の専門性に反映できるように、学部委員会等が中心となって初年度より積極的に教育内容について討議を行う。指導・教育力の向上に向けて、助教を中心に、演習及び実習に関わる教育・指導の在り方に関するワークショップ等を実施する。あわせて、学生の主体的・能動的学習の促進を狙いとして、ICTを活用した効果的な授業実践に向けた教職員対象のICTスキルアップ講座も全学レベルで実施している。

なお、現時点で行っている取組は以下のとおりである。

全学 FD	全学FDフォーラム	平成 19（2007）年度より教職員を対象とした教育に関する全学FDフォーラム開催（現在は毎年1回）。テーマに応じて非常勤教員や学生も参加対象に加えている。
	ランチタイムFD	平成 23（2011）年度より、教職員が気軽に教育に関する事例の紹介や情報交換を行う場として各年度テーマを決めて複数回実施。平成 25（2013）年度は「効果的な授業実践の共有」をテーマに年3回、平成 26（2014）年度は「能動的な学習活動の促進に向けて」2回、平成 27（2015）年度は「地域と大学」2回を実施。
	きょうゆうサロン	平成 19（2007）年度より、教職員を対象に地域の教育資源の発掘、活用を目的として、地域市民との交流・教育フィールドの現場視察を行う取組を年1回程度開催。
新任教員FD		平成 21（2009）年度より、本学へ新たに赴任した専任教員を対象として、研究支援や障害学生への対応の基本などをテーマとしたFD学習プログラムを実施。

さらには、開講されている全ての講義科目について、授業改善等のFD活動の一環として学部教授会の主導で履修者からの授業評価アンケートを実施している。アンケート結果については、全学評価委員会に報告されるとともに、当該科目担当教員に通知し、次年度以降の授業内容の検討や授業運営上の工夫等に活用できるようにしている。

- 基本的な質問事項：○出席状況と学習への取り組み状況、授業全体の理解度、満足度
 ○シラバスの適切性および実際の授業内容との整合性、シラバスに示された獲得目標に照らした学習到達状況
 ○授業内容・運営（講義の聞き取りやすさ、板書の内容）の適切性
 ○教材（テキスト、レジュメ、視聴覚教材等）の適切性

チ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

1 教育課程内の取組

学生の社会的・職業的自立に関する指導の導入として、1年後期に「ビジネススキル」を配置し、ビジネススキルやマナー、コミュニケーション方法等について学び、一般的な社会人スキルを身につけることとしている。また、小学校教員免許の取得を希望する2年生全員を対象に「教職インターンシップⅠ」を配置する。「教職インターンシップⅠ」では、実際に学校を訪問し、現場で働く小学校教員の仕事を見学、体験することを通し、学校で働くとはどういうことかを理解することを目的としている。4年後期には、卒業後に教職の仕事に就く予定の全ての学生を対象として、「教職インターンシップⅡ」を配置している。学校での仕事に備えることを目的とし、学校教員の仕事の全体像の把握や教職へのモチベーションをより高めることを目標とする。学校現場での実習では、各教科の指導のほか、道徳や特別活動などの授業や学校行事、学校経営活動にも参加する。

2 教育課程外の取組

本学では低学年時（2年生）から切れ目のない支援を行うことをコンセプトに、全学的な視点のもと各キャンパス（美浜・半田・東海）にて共通プログラムを展開している。

2年次は、希望する学生を対象とした「2年生キャリア面談」を実施している。当該面談では、これまでの本学の就職実績や積み重ねた情報の蓄積から、様々な進路への可能性を示唆し、進路イメージの具体化を図ることを目的としてキャリア開発課職員およびキャリアアドバイザーが学生一人ひとりと面談を行いながら個々の状況に合わせた対応を行っている。

3年次は、就職・進路に必要な情報を伝える各種ガイダンスの開催に加え、就職活動および社会人に必要な基礎力を習得することを目的として「スキルアップ講座」を実施している。スキルアップ講座は、エントリーシート書き方講座や筆記試験（SPI）対策講座、面接対策講座などを全キャンパスで展開している。また、本学の学生は希望分野（企業を中心とした一般職分野、専門職分野）によって、就職活動準備の時期が異なるため、就職活動を控える全ての学生がどの時期からでも受講できるよう複数回講座を開催するなど、受講環境を整備している。

4年次は、学内就職説明会をはじめ、各種就職相談・履歴書添削・模擬面接など、学生別のニーズに合わせた個別就職支援対応を行っている。また、個々の学生の就職活動状況を把握するために、4年生就職活動状況調査（ゼミ調査）を年2回実施しており、就職活動に行き詰っている学生や未就活生に対して、個別電話かけを行うとともに、ハローワークと連携した求人開拓ツアーを実施するなど、適切かつ迅速にフォローできる取り組みを実施している。

3 適切な体制の整備について

本学では就職キャリア開発委員会が中心となり、学生の進路、就職に係る全学的な支援や学生の就業・就労意識の醸成およびキャリア形成にむけた教学連携の推進などを担っている。就職キャリア開発委員会のもとには、CDPセンター（キャリア・ディヴェロップメント・プログラム）を配置し、学生が実社会に求められる職業能力等を身につけるためのキャリアプログラムを実施している。

また、各学部が所在するキャンパス以外に本学名古屋キャンパス（名古屋校地）にキャリアサポートセンター名古屋を設置し、在校生をはじめ卒業生に対しても積極的な就職・キャリア支援を展開している。

学生に対しては、低学年からの進路支援を行い、キャリアガイダンスを定期的開催している。学生の就職活動時には、キャリア開発課が中心となり、スキルアップ講座（ES・履歴書書き方講座、SPI 講座、面接講座等）をはじめとした就職活動および社会人として必要な基礎スキルを習得するプログラムを推進するとともに、キャリアアドバイザーによる個別支援（履歴書添削・模擬面接の指導等）を実施している。

以上